

昭和十四年法律第七十三号

船員保険法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 保険者(第四条—第十条)

第三章 被保険者

第一節 資格(第十一条—第十五条)

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額(第十六条—第二十三条)

第三節 届出等(第二十四条—第二十八条)

第四章 保険給付

第一節 通則(第二十九条—第五十二条)

第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給(第五十三条—第六十八条)

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給(第六十九条—第七十二条)

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給(第七十三条—第七十五条)

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給(第七十六条—第八十二条)

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(第八十三条—第八十四条)

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給(第八十五条—第八十六条)

第二款 障害年金及び障害手当金の支給(第八十七条—第九十二条)

第三款 行方不明手当金の支給(第九十三条—第九十六条)

第四款 遺族年金の支給(第九十七条—第一百条)

第四節 保険給付の制限(第一百三十一条—第一百三十五条)

第五章 保健事業及び福祉事業(第一百三十一条)

第六章 費用の負担(第一百三十二条—第一百三十七条)

第七章 不服申立て(第一百三十八条—第一百四十一条)

第八章 雑則(第一百四十二条—第一百五十五条)

第九章 罰則(第一百五十五条—第一百六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被保険者」とは、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(以下「船員」という。)として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

2 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)の資格を喪失した者であつて、喪失の前日まで継続して二月以上被保険者(疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつたもののうち、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による全国健康保険協会(以下「協会」という。)に申し出て、継続して被保険者になつた者をいう。ただし、健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の規定による被保険者をいう。)若しくは同条各号のいずれかに該当する者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(独立行政法人等職員被保険者を除く。以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。)である者は、この限りでない。

3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下の独立行政法人(同条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者(同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする)に限る。)である被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)をいう。

4 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

5 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

6 この法律において「通勤」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第三号の通勤をいう。

7 この法律において「最終標準報酬月額」とは、被保険者又は被保険者であつた者の障害又は死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日(第四十二条の規定により死亡したものと推定された場合は、死亡の推定される事由の生じた日)の属する月の標準報酬月額をいう。

8 この法律において「最終標準報酬日額」とは、最終標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする)をいう。

9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

一 被保険者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。)

の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同じの世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの父母及び子であつて、その被保険者と同じの世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同じの世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が船員保険事業において保険者を識別するための番号として定めるものをいう。

11 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、協会が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者(一)に定めるものをいう。

12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記載された利用者証明用電子

ものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用する証明用電子証明書を用いる方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。

第三章 船船所有者に関する規定の適用

第三条 この法律及びこの法律に基づいて発する命令のうち船船所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に適用する。

第二章 保険者

第四条 船員保険は、協会が、管掌する。

2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

（業務）

第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四章の規定による保険給付に関する業務
- 二 第五章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であつて前条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの
- 四 第五十三條の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（船員保険協議会）

第六条 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。以下この条において同じ。）の意見を聴き、当該事業

の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。

2 船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 船員保険協議会の委員は、再任されることができる。

（船員保険協議会の職務）

第七条 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

- 一 定款（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更
- 二 健康保険法第七条の二十二第一項に規定する運営規則（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更
- 三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算（船員保険事業に係る部分に限る。）
- 四 協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担（船員保険事業に係るものに限る。）
- 五 その他船員保険事業に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2 理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第七条の十九第一項の規定により運営委員会（同法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならない。ただし、前項第二号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（定款）

第八条 協会の定款には、健康保険法第七条の六第一項各号に掲げる事項のほか、船員保険協議会に関する事項を定めなければならない。

（区分経理）

第九条 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（健康保険法の特例）

第十条 第五条の規定により協会が同条各号に掲げる業務を行う場合には、健康保険法第七条の十九第一項第二号中「変更」とあるのは「変更（船員保険事業に関する事項で船員保険法第七条第二項の厚生労働省令で定める軽微なものを除く。）」と、同法第七条の二十中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の二十八第二項及び第七条の二十九第一項中「決算報告書」とあるのは「予算の区分に従い作成した決算報告書」と、同法第七条の三十七第一項中「健康保険事業」とあるのは「健康保険事業又は船員保険事業」と、同条第二項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会又は船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の四十一中「この法律及びこの法律」とあるのは「この法律及び船員保険法並びにこれらの法律」と、同法第二百七条の二中「第七条の三十七第一項（同条第二項及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の三十七第一項（船員保険法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」（第七條の三十七第二項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）」とする。

第三章 被保険者

第一節 資格

（資格取得の時期）

第十一条 被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）は、以下この条から第十四条までにおいて同じ。は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第十二条 被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。

第十三条 第二条第二項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内になければならない。

認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

2 第二条第二項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、疾病任意継続被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると協会が認めたときは、この限りでない。

第十四条 疾病任意継続被保険者の資格喪失（疾病任意継続被保険者の資格喪失）

一 疾病任意継続被保険者となつた日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかつたとき（納付の遅延について正当な理由があると協会が認めたときを除く。）。

四 被保険者となつたとき。

五 健康保険の被保険者となつたとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

七 疾病任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、協会に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

（資格の得喪の確認）

第十五条 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、疾病任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十四条の規定による届出若しくは第二十七條第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

第二節 標準報酬月額

第十六条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分によつて定める。

標準報酬月額	標準報酬月額	報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	七三、〇〇〇円
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	七三、〇〇〇円
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	八三、〇〇〇円
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	九三、〇〇〇円
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
第一級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円
第一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円
第一級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円
第一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円
第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円
第一級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円
第一級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円
第一級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円
第一級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
第一級	二三〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円
第一級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円
第一級	二五〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
第一級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円
第一級	二七〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円

第二級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円
第二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円
第二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円
第二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円
第二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円
第二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円
第二級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円
第二級	四二〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円
第二級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円
第二級	四六〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円
第二級	四八〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円
第二級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円
第二級	五二〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円
第二級	五四〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円
第二級	五六〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円
第二級	五八〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円
第二級	六〇〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円
第二級	六二〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円
第二級	六四〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円
第二級	六六〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円
第二級	六八〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円
第二級	七〇〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円
第二級	七二〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円
第二級	七四〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円
第二級	七六〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円	九九五、〇〇〇円
第二級	七八〇、〇〇〇円	九九五、〇〇〇円	一〇四五、〇〇〇円
第二級	八〇〇、〇〇〇円	一〇四五、〇〇〇円	一一〇五、〇〇〇円
第二級	八二〇、〇〇〇円	一一〇五、〇〇〇円	一二〇五、〇〇〇円
第二級	八四〇、〇〇〇円	一二〇五、〇〇〇円	一三〇五、〇〇〇円
第二級	八六〇、〇〇〇円	一三〇五、〇〇〇円	一四〇五、〇〇〇円
第二級	八八〇、〇〇〇円	一四〇五、〇〇〇円	一五〇五、〇〇〇円
第二級	九〇〇、〇〇〇円	一五〇五、〇〇〇円	一六〇五、〇〇〇円
第二級	九二〇、〇〇〇円	一六〇五、〇〇〇円	一七〇五、〇〇〇円
第二級	九四〇、〇〇〇円	一七〇五、〇〇〇円	一八〇五、〇〇〇円
第二級	九六〇、〇〇〇円	一八〇五、〇〇〇円	一九〇五、〇〇〇円
第二級	九八〇、〇〇〇円	一九〇五、〇〇〇円	二〇〇五、〇〇〇円
第二級	一〇〇〇、〇〇〇円	二〇〇五、〇〇〇円	二一〇五、〇〇〇円

2 前項の規定による標準報酬月額等の等級区分は、被保険者の受ける報酬の水準に著しい変動があった場合においては、変動後の水準に照らし、速やかに、改定を行うものとする。
 (被保険者の資格を取得した際の決定)
第十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。
 (改定)
第十八条 厚生労働大臣は、被保険者の報酬(歩合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、報酬に増減があつた月の翌月(報酬に増減があつた日の初日の場合)には、その月)からその標準報酬月額を改定する。
 2 厚生労働大臣は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、歩合による報酬の額の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省令で定めるものに変更があつたことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しな

第四級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円
第四級	一、〇〇三、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円
第四級	一、〇一九、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
第四級	一、一〇九、〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
第四級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
第四級	一、二〇〇、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円
第四級	一、二二〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円
第四級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円	一、三三五、〇〇〇円
第四級	一、三三〇、〇〇〇円	一、三三五、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円
第四級	一、三九九、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円

3 厚生労働大臣は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日(以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。)に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。
 一 基準日前一年以内に被保険者の資格を取得した者又は前項の規定により基準日前一年以内のいずれかの月から標準報酬月額が改定された被保険者であつて当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額を基準として算定されたもの
 二 前号に掲げる被保険者と同一の船舶に乗り組む被保険者
(育児休業等を終了した際の改定)
第十九条 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する措置に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この項及び第二十条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、育児休業等終了日の翌

日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、変更があった月の翌月（変更があった日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

第十九条の二 厚生労働大臣は、産前産後休業

（船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条及び次条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第十八条の規定によるほか、産前産後休業終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、産前産後休業終了日の翌日が月の初日の場合（産前産後休業終了日の翌日が月の初日の場合）には、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、第十八条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われたべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、変更があった月の翌月（変更があった日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

第二十條 被保険者の報酬月額

被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合、被保険者の資格を取得した日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日又は時間によって報酬が定められる場合、被保険者の資格を取得した日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の属する月前一月間に現に使用される船舶において同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者の報酬の額を平均した額（被保険者の報酬が増減があった場合においては、その日の属する月に受けた報酬の額）

三 前二号の規定により算定することが困難である場合（第五号に掲げる場合を除く。）被保険者の資格を取得した日、報酬が増減があった日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 一年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者の報酬につき、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある報酬が定められる場合、前三号の規定にかかわらず、第一号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

五 歩合により報酬が定められる場合、次に掲げる額を基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

イ 被保険者の資格を取得した日又は報酬額の算出の基礎となる要素に変更のあった日若しくは基準日前一年間において当該被保険者が乗り組む船舶の乗組員に対し支払われた歩合金（当該被保険者が漁船に乗り組むため使用される場合においては、当該漁船が採捕しようとする漁獲物と同種の漁獲物の採捕に従事した労務の対償として支払われたものに限る。）の一人歩（歩合金配分の基準単位をいう。以下この号において同じ。）当たりの額

ロ イに掲げる額を算定することが困難であるとき、又はイにより算定した額が著しく

不当なときは、同様の業務に従事する同様の船舶につきイの例により算定した額

ハ 被保険者が新たに船舶に乗り組んだ際に、現に当該船舶に乗り組む他の被保険者がいるときは、イ及びロにかかわらず、現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる一人歩当たりの歩合金額（当該一人歩当たりの歩合金額が、引き続き現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる以上に限る。）

六 前各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当する場合、それぞれ当該各号の規定により算定した額の合算額

2 被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難であるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。（標準賞与の決定）

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が賞与

を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百七十三万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となる月の月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 前条第二項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

第二十二条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通

貨以外のものを支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

第二十三条 疾病任意継続被保険者の標準報酬月

額については、第十七条から第二十条までの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちのいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- 一 当該疾病任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
二 前年（一月から三月までの標準報酬月額に於いては、前々年）の九月三十日における全

被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

第三節 届出等

（届出）

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（通知）

第二十五条 厚生労働大臣は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の決定若しくは改定を行つたときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者は、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二十六条 厚生労働大臣は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出した船舶所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

第二十七条 被保険者又は被保険者であつた者

は、いつでも、第十五条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者の資格に関する情報の提供等)
第二十八條 厚生労働大臣は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第二十九條 この法律による職務外の事由(通勤を除く。以下同じ。)による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
- 二 傷病手当金の支給
- 三 葬祭料の支給
- 四 出産育児一時金の支給
- 五 出産手当金の支給
- 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- 七 家族葬祭料の支給
- 八 家族出産育児一時金の支給
- 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- 2 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付のほか、次のとおりとする。
 - 一 休業手当金の支給
 - 二 障害年金及び障害手当金の支給
 - 三 障害差額一時金の支給
 - 四 障害年金差額一時金の支給
 - 五 行方不明手当金の支給
 - 六 遺族年金の支給
 - 七 遺族一時金の支給
 - 八 遺族年金差額一時金の支給

第三十條 協会は、前条第一項各号に掲げる給付に併せて、政令で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

第三十一條 疾病任意継続被保険者(疾病任意継続被保険者に対する給付)は、第二十九條第一項(第一号(第五十三條第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。))及び第五号を除く。

。及び前条に規定する保険給付に限るものとする。
第三十二條 独立行政法人等職員被保険者(独立行政法人等職員被保険者に対する給付)については、第二十九條第一項(第一号(第五十三條第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。))を除く。及び第三十條に規定する保険給付は行わないものとする。
 (他の法令による保険給付との調整)

第三十三條 療養の給付(第五十三條第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。次項及び第五項において同じ。)

又は入院時食事療養費、療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法の規定(同法第五章の規定を除く。)によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族葬祭料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次項及び第七項において同じ。)

3 協会は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があるとき、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

4 療養の給付(第五十三條第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付及び船員法第八十九條第二項の規定により船舶所有者が施し、又は必要な費用を負担する療養(以下「下船後の療養補償」という。)に相当する療養の給付を除く。)

問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

6 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

7 療養の給付(第五十三條第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付に限る。)、休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の支給は、同一の疾病、負傷、障害、行方不明又は死亡について、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。(行方不明手当金を受ける被扶養者の範囲及び順位)

第三十四條 行方不明手当金を受けることができる被扶養者の範囲は、次に掲げる者であつて、被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

- 一 被保険者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母
- 二 被保険者の三親等内の親族であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの
- 三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの子及び父母であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの

2 被保険者が行方不明となつた当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

いては、出生の日より被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 行方不明手当金を受けるべき者の順位は、第一項各号の順序により、同項第一号又は第三号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順序により、同項第二号に掲げる者のうちにあつては親等の少ない者を先にする。

第三十五條 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)

- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

第三十六條 障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者

二 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 前項の一時金を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第三十七条 前三条の規定により保険給付を受けるときは、その保険給付は、その人数によって等分して支給する。

(未支給の保険給付)

第三十八条 保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族年金については、当該遺族年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序(遺族年金については、第三十五条第三項に規定する順序)による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(障害年金等の額の改定)

第三十九条 休業手当金、障害年金又は遺族年金を受けることができる者の当該保険給付については、労働者災害補償保険法第八條の第三第一項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

2 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金に

ついては、労働者災害補償保険法第八條の四において準用する同法第八條の第三第一項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

(年金の支給期間及び支給期月)

第四十条 障害年金及び遺族年金の金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第四十一条 障害年金及び遺族年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 障害年金及び遺族年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 障害年金及び遺族年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(死亡の推定)

第四十二条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、葬祭料、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。

(年金の支払の調整)

第四十三条 年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 同一の職務上の事由又は通勤による負傷又は疾病(以下この条において「同一の傷病」という。)に関し、障害年金(以下この項において「乙年金」という。)を受け権利を有する被保険者又は被保険者であつた者が他の障害年金(以下この項において「甲年金」という。)を受け権利を有することとなり、かつ、乙年金を受け権利を有する被保険者又は被保険者であつた者が甲年金を受け権利を有する被保険者又は被保険者であつた者が休業手当金又は障害手当金を受け権利を有することとなり、かつ、当該障害年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該障害年金が支払われたときも、同様とする。

3 同一の傷病に関し、休業手当金の支給を受けている被保険者又は被保険者であつた者が障害年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業手当金の支給を行わないこととなつた場合において、その後も休業手当金が支払われたときは、その支払われた休業手当金は、当該障害年金の内払とみなす。

(返還金債権の充当)

第四十四条 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十五条 協会は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であつて一部負担金があるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額。第四十七条第一項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、協会は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(災害補償相当給付の費用の徴収)

第四十六条 船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十四条の規定による届出をしなかつた場合において、その届出をしなかつた期間内に生じた職務上の事由による疾病、負傷、行方不明若しくは死亡又はその疾病若しくは負傷及びこれにより発した疾病による障害について、保険給付を行つた場合には、協会は、当該船舶所有者が船員法の規定により支給すべき災害補償の額から労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による災害補償に相当する額を控除した額の限度において、その保険給付に要した費用を当該船舶所有者より徴収することができる。ただし、被保険者の当該疾病、負傷、行方不明又は死亡の生ずる前に、当該期間に係る被保険者の資格の取得について、第二十七条第一項の規定による確認の請求又は第十五条第一項の規定による確認があつたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な過失によつて第二十四条の規定による届出をしなかつた期間内に第四十二条の規定により被保険者又は被保険者であつた者の死亡が推定される事由の生じた場合におけるその死亡について保険給付が行われた場合について準用する。

(不正利得の徴収)

第四十七条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、協会は、その者

が

からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、船舶所有者が虚偽の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関において診療に従事する保険医（健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。）若しくは同法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、協会に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、協会は、当該船舶所有者、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができ。

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 協会は、協会は、保険給付に必要であると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者につき必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害状態の継続の有無に関し、その者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者につき必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害状態の継続の有無に関し、その者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問をさせることができる。

3 前二項の規定による質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

50 厚生労働大臣は、協会に対し、第二十九条第一項第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）及び第二項に規定する保険給付の実施に必要な情報の提供を行うものとする。

51 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

52 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

53 被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者又は被保険者であった者（以下「特定長期入院被保険者等」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者等に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養
ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四 患者申出療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下同じ。）

五 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第五号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

3 第一項の給付対象傷病は、次の各号に掲げる被保険者又は被保険者であった者の区分に応じ、当該各号に定める疾病又は負傷とする。

一 次号に掲げる者以外の被保険者 職務外の事由による疾病又は負傷

二 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者 雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病（当該疾病又は負傷について下船後の療養補償を受けることができるものに限る。）

三 被保険者であった者 被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病

4 前項の規定にかかわらず、第一項第六号に掲げる給付は、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷についても行うものとする。

5 被保険者であった者に対する第三項第三号に規定する疾病又は負傷に関する療養の給付については、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合に限り、その資格を喪失した後の期間に係る療

養の給付を行うことができる。ただし、下船後の療養補償を受けることができる場合におけるその療養補償に相当する療養の給付については、この限りでない。

6 第一項第一号から第五号までに掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険薬局
二 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、協会が指定したもの

7 第一項第六号に掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、協会の指定した施設のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

54 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師が船員保険の療養の給付を担当し、又は船員保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

55 第五十三条第六項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。ただし、その者が、下船後の療養補償に相当する療養の給付を受けるときは、この限りでない。

- 一 七十歳に達する日の属する月以前である場合
百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第五十七条第一項第一号に掲げる措置が採られたときは、当該減額された一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、協会は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、当該法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第五十六条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（一部負担金の額の例）

第五十七条 協会はその他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者又は被保険者であつた者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第五十五条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができ、

一 一部負担金を減額すること。
二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者についてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うのもつて足り、同項第二号又は第三号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者については一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第五十八条 協会は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、

保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に關し協会に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者又は被保険者であつた者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときにおける療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、これを算定するものとする。

3 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができ、

（健康保険法の準用）

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十三条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

第六十条 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、第五十四条第二項の規定による厚生労働省令の例による。

2 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、第五十五条第一項の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

（入院時食事療養費）

第六十一条 被保険者又は被保険者であつた者（特定長期入院被保険者等を除く。）が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項

各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額。以下「入院時食事療養費算定額」という。）から食事療養標準負担額（同項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時食事療養費の額については、入院時食事療養費算定額とする。

4 第一項の場合において、協会は、その食事療養を受けた者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者又は被保険者であつた者（特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。）に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができ、

5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

6 第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項及び前条第一項の規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

（入院時生活療養費）

各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額。以下「入院時生活療養費算定額」という。）から生活療養標準負担額（同項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費の額については、入院時生活療養費算定額とする。

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び前条第四項から第六項までの規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

（保険外併用療養費）

第六十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要

した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。次項において「保険外併用療養費算定額」という。からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき入院時食事療養費算定額から食事療養標準負担額を控除した額
 三 当該生活療養につき入院時生活療養費算定額から生活療養標準負担額を控除した額
 三 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費の額については、保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。）とする。

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 第五十六条の規定は、前項の規定により準用する第六十一条第四項の場合において算定費用額から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

第六十四条 協会は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であった者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、協会がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、

その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する療養費の額については、当該療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める。
 4 前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第六十五条 被保険者又は被保険者であった者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する訪問看護療養費の額については、同項の規定により算定した費用の額とする。

6 被保険者又は被保険者であった者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であった者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者又は被保険者であった者に對し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

8 第五十六条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 指定訪問看護事業者が船員保険の指定訪問看護を行う場合の準則については、健康保険法第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に關する基準（指定訪問看護の取扱いに關する部分に限る。）の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

11 指定訪問看護は、第五十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

12 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第五十三条第五項の規定は、この法律による訪問看護療養費の支給及び指定訪問看護について準用する。

第六十六条 下船後の療養補償に相当する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給については、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（第八十二条第一項の規定により支給された高額療養費又は第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち、政令で定めるところにより、当該療養に係るものとして

算定した額に相当する額を除く。）があるときは、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該額を被保険者又は被保険者であった者に支払うものとする。

一 療養の給付 第五十五条第一項又は第六十条第二項の規定により被保険者又は被保険者であった者が支払つた一部負担金の額

二 入院時食事療養費の支給 入院時食事療養費算定額からその食事療養に要した費用につき入院時食事療養費として支給される額に相当する額を控除した額

三 入院時生活療養費の支給 入院時生活療養費算定額からその生活療養に要した費用につき入院時生活療養費として支給される額に相当する額を控除した額

四 保険外併用療養費の支給 算定費用額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額

五 療養費の支給 第六十四条第二項の規定により控除された額

六 訪問看護療養費の支給 前条第四項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

第六十七条 被保険者であつた者が資格を喪失する前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關する療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給（以下この条において「療養の給付等」という。）は、被保険者の資格を喪失した日から起算して六月が経過したときは、行わない。ただし、雇入契約存続中の職務外の事由による疾病又は負傷につき下船後の療養補償に相当する療養の給付等を受ける間においては、この限りでない。

2 療養の給付等（下船後の療養補償に相当する療養の給付等を除く。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養

費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができないに至ったとき又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができないに至ったとき。

二 その者が、被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

3 療養の給付等は、当該疾病又は負傷につき健康保険法第五章の規定により特別療養費又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

第六十八條 被保険者又は被保険者であつた者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要であると認める場合に限りに支給するものとする。

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給（傷病手当金）

第六十九條 被保険者又は被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日（被保険者であつた者であつては、その資格を喪失した日。以下この項において同じ。）の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている

月が十二月に満たない場合にあつては、同日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者に係る第一項の規定による傷病手当金の支給は、当該被保険者の資格を取得した日から起算して一年以上経過したときに発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病については、行わない。

5 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關しては、その支給を始めた日から通算して三年間とする。

6 被保険者であつた者がその資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に關し第一項の規定によりその資格を喪失した後の期間に係る傷病手当金の支給を受けるには、被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であつた期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第七十三條第二項及び第七十四條第二項において「支給要件期間」という。）であることとを要する。

7 傷病手当金の支給は、高齢者の医療の確保に關する法律の規定により傷病手当金の支給があつたときは、その限度において、行わない。

第七十條 疾病にかかり、又は負傷した場合における報酬の全部又は一部を受けることができる期間（傷病手当金と報酬等の調整）

疾病にかかり、又は負傷した場合における報酬の全部又は一部を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないとき（次項若しくは第三項又は第七十五條第一項に該當するときは除く。）は、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の額と同一の事由に基づき国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「障害厚生年金等の額」という。）が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額との差額を支給する。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 障害厚生年金等の額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 出産手当金の額（当該額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額及び第七十四條の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法の規定による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその者がその

の日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の前条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者（疾病任意継続被保険者及び被保険者であつた者に限る。）が、国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 協会は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第七十一條 前条第一項から第三項までに規定する者が、疾病にかかり、又は負傷した場合において、その受けることができるはずであつた報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは、傷病手当金の全額、その一部を受けることができる場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の額の差額を支給する。ただし、同条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により傷病手当金の

支給を受けることとなつた日からその者がその

の日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の前条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額については、この限りでない。

一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
2 前項の規定により協会が支給した金額は、船舶所有者から徴収する。
(葬祭料)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、被保険者又は被保険者であった者により生計を維持していた者であつて、葬祭を行うものに対し、葬祭料として、政令で定める金額を支給する。
一 被保険者が職務外の事由により死亡したとき。
二 被保険者であつた者が、その資格を喪失した後三月以内に職務外の事由により死亡したとき。

2 前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、葬祭を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその葬祭に要した費用に相当する金額の葬祭料を支給する。
3 葬祭料の支給は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により葬祭料に相当する給付の支給があつたときは、その限度において、行わぬ。

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給
第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。)が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。
2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことに前項の規定による出産育児一時金の支給を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日より六月以内に出生したこと及び被保険者であつた期間が支給要件期間であることを要する。

(出産手当金)
第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が出産したときは、出産の日以前において船員法第八十七条の規定により職務に服さなかつた期間及び出産の日後五十六日以内において職務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日の期間に係る前項の規定による出産手当金の支給を受けるには、被保険者であつた者が第十二条の規定によりその資格を喪失した日前に出産したこと又は同条の規定によりその資格を喪失した日から六月以内に出生したこと及び被保険者であつた期間が支給要件期間であることを要する。

第六十九条第二項及び第三項並びに第七十一条の規定は、出産手当金の支給について準用する。
(出産手当金と報酬との調整)
第七十四条之二 出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。
(出産手当金と傷病手当金の調整)
第七十五条 出産手当金を支給する場合(第七十二条第二項又は第三項に該当するものを除く。)においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる出産手当金の額(前条ただし書の場合においては、同条ただし書に規定する報酬の額と同条ただし書の規定により算定される出産手当金の額との合算額)が、第六十九条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金(前項ただし書の規定により支払われたものを除く。)は、出産手当金の内払とみなす。
第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給
第七十六条 被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養(第五十三条第一項第六号に掲げる療養を除く。)を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。
2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。
一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニ

までに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額
イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十
ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十
ハ 被扶養者(二に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十
ニ 第五十五条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十
三 当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した額
四 前項第一号の療養についての費用の額の算定に關しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十八条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第六十三条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に關しては、第六十一条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第六十二条第二項の費用の額の算定の例による。

4 第一項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。
5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

第六 第五十三条第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
7 第五十六条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
(家族療養費の特例)
第七十七条 協会は、第五十七条第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において協会が定めた割合とする措置を採ることができ

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)とする。この場合において、協会は、当該支払した額から家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者又は被保険者であつた者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。」
(家族訪問看護療養費)
第七十八条 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 前項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。
5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

第六 第五十三條第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四條、第五十八條第三項、第五十九條、第六十條第一項、第六十一條第六項並びに第六十四條の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
7 第五十六條の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
(家族療養費の特例)
第七十七條 協会は、第五十七條第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において協会が定めた割合とする措置を採ることができ

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)とする。この場合において、協会は、当該支払した額から家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者又は被保険者であつた者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。」
(家族訪問看護療養費)
第七十八條 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 前項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。
5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

第六 第五十三條第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四條、第五十八條第三項、第五十九條、第六十條第一項、第六十一條第六項並びに第六十四條の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
7 第五十六條の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
(家族療養費の特例)
第七十七條 協会は、第五十七條第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において協会が定めた割合とする措置を採ることができ

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)とする。この場合において、協会は、当該支払した額から家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者又は被保険者であつた者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。」
(家族訪問看護療養費)
第七十八條 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 前項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。
5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

に第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

第七十九条

被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第六十八条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第六十八条第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

第八十条

被扶養者が死亡したときは、家族葬祭料として、被保険者に対し、第七十二条第一項の政令で定める金額を支給する。

第八十一条

被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第七十三条第一項の政令で定める金額を支給する。

第八十二条

被保険者がその資格を喪失した際に家族療養費に係る療養若しくは家族訪問看護療養費に係る療養若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるこれらに相当する給付に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう)若しくはこれらに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう)若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス

をいう)若しくはこれらに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保険者であった者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 前項の規定による給付は、当該被保険者の資格を喪失した日から起算して六月を経過するまでの間(当該被保険者がその資格を喪失しなかった場合にはその者の被扶養者となるべき事情が継続する間に限る。)に限りこれを支給する。

第六十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による給付について準用する。

第五款

高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

第八十三条

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(以下、第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給する。

2

高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の算に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

第八十四条

一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養

費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第三節

職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款

休業手当金の支給

第八十五条

休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けられない日について、支給する。

2

休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間(第一号から第四号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。)の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める金額とする。

一

療養のため労働することができないために報酬を受けられない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない三日間 標準報酬月額(標準報酬月額(被保険者であった者にあつては、その資格を喪失した月の標準報酬月額)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。以下同じ。)の全額

二

療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間(前号及び第四号に掲げる期間を除く。) 標準報酬日額の百分の四十に相当する金額(同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額)

三

療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間(第一号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額が標準報酬月額より少ない

場合に限り) 標準報酬月額から同号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額

2 前条第二項第三号に掲げる期間(標準報酬月額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額より多い場合に限り) 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額及び同法第八條の二第二項第二号に定める額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の百分の六十に相当する金額

四

療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間(第一号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額より多い場合に限り) 前二号に定める額の合算額

(休業手当金と報酬等との調整)

第八十六条

前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一

前条第二項第一号に掲げる期間 同号に定める金額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した金額

二

前条第二項第二号に掲げる期間 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額の百分の四十に相当する金額(同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額)

三

前条第二項第三号に掲げる期間(標準報酬月額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額より多い場合に限り) 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額及び同法第八條の二第二項第二号に定める額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の百分の六十に相当する金額

四

前条第二項第四号に掲げる期間 前二号に定める額の合算額

2

休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

第二款 障害年金及び障害手当金の支給

(障害年金及び障害手当金の支給要件)

第八十七条 被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、障害年金、傷病補償年金又は傷病年金を受けようとする者に対し、同法第八條の三第二項において読み替へられた同法第八條の二第二項第二号に定める額(以下「最高限度額」という。)が最終標準報酬月額より少ないときは、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、障害年金を支給する。

2 被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病が治癒した場合において、労働者災害補償保険法の規定による障害補償一時金又は障害一時金を受けようとする者に対し、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、一時金として障害手当金を支給する。

3 被保険者又は被保険者であった者の前二項の規定による障害の程度は、協会が認定する。(障害年金の額)

第八十八条 障害年金の額は、最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額に、障害の程度に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 障害年金を受けようとする者の当該障害の程度に変更があったため、新たに厚生労働省令で定める障害等級の他の障害等級に該当する障害の程度に至った場合には、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至った障害等級の障害の程度に応じて障害年金又は障害手当金を支給するものとし、その後は、従前の障害年金は、支給しない。(障害年金の支給停止部分)

第九十条 障害手当金の額は、最終標準報酬月額に、障害の程度に応じて別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。(障害差額一時金)

第九十一条 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金(以下「障害補償年金等」という。)を受けようとする者が、同法第十五條の二(同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により障害補償一時金又は障害一時金を受けようとする場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。(障害年金差額一時金)

第九十二条 障害補償年金等の支給を受けようとする者が死亡した場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。

第九十三条 被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が一月未満であるときは、この限りでない。

第九十四条 行方不明手当金の額は、一日につき、被保険者が行方不明となった当時の標準報酬月額に相当する金額とする。

第九十五条 行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して三月を限度とする。

第九十六条 被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合においては、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない。

第九十七条 被保険者又は被保険者であった者が、職務上の事由又は通勤により死亡した場合であって、労働者災害補償保険法の規定により遺族補償年金又は遺族年金(以下「遺族補償年金等」という。)が支給され、かつ、最高限度額が最終標準報酬月額より少ないときは、その遺族に対し、遺族年金を支給する。(遺族年金の額)

第九十八条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。

一 一人 百五十三日(五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあっては、百七十五日)

二 二人 二百一十一日

三 三人 二百二十三日

四 四人以上 二百四十五日

2 遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

第九十九条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくなつて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき(被保険者又は被保険者であつた者の死亡の時から引き続き第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)

六 第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。)

2 遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

第一百条 遺族年金を受ける者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者がいるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

100

100

100

100

100

100

100

において、被保険者又は被保険者であつた者の死亡に關し既に支給された遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額の合算額が最終標準報酬月額額の三十六月分に相当する額に満たないときは、その差額を遺族年金差額一時金として、被保険者であつた者の遺族に支給する。

第四節 保険給付の制限

第二百三条 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

2 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、故意に闘争し若しくは著しい不行跡を行ったことにより、故意に危害予防に關する業務上の監督者の指示に従わないことにより、又は正当な理由がなくて故意に療養に關する指示に従わないことにより給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二百四條 第三十八條の規定による未支給の保険給付又は葬祭料の支給を受けることができる者が、被保険者、被保険者であつた者又は同條の規定による未支給の保険給付の支給を受ける者を故意に死亡させたときは、その者に対して支給しない。この場合において、同順位者又は後順位者があるときは、その者に支給する。

第二百五條 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者は、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡前、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族年金を受けることができる遺族としない。

3 遺族年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

4 遺族年金を受けることができる遺族が、遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者

は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

5 前項後段の場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

第二百六條

被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該當する場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。ただし、第一号に該當する場合においては第五十三條第一項第一号から第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給（船員法第四十七條第一項及び第二項に規定する送還を受けることができる場合（同條第四項の規定による請求がされた場合にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の職務外の負傷又は疾病につき被保険者又は被保険者であつた者に故意のある場合に限る。）を除く。）を除くものとし、第二号及び第三号に該當する場合においては傷病手当金、出産手当金及び休業手当金の支給（厚生労働省令で定める場合を除く。）を除くものとする。

2 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。

三 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに該當する場合であつても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第二百七條 正当な理由がなくて故意に療養に關する指示に従わない者に対しては、十日以内の期間を定め、その期間、その者に支給すべき傷病手当金の一部を支給しないことができる。

第二百八條 協会は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他の不正の行為があつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

第二百九條 協会は、保険給付を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八條第一項の規定による

命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八條第二項の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

第二百十條

第三十三條第一項、第四項及び第五項の規定は、被扶養者について準用する。

第五章 保健事業及び福祉事業

第二百一十條 協会は、高齢者の医療の確保に關する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとする。このほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者、被保険者であつた者及びこれらの被扶養者（以下この条並びに第五十三條の十第一項第二号及び第三号において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診査（特定健康診査に相當する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者）をいう。以下この条において「同法」としては使用しては、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診査に關する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しようとするものとする。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診査に關する記録の写しを提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならぬ。

4 協会は、第一項の事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に關する法律第十六條第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診査に關する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

5 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

第二百一十條

協会は、第一項及び前項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者にこれらの事業を利用させることができる。この場合において、協会は、これらの事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

7 厚生労働大臣は、第一項の規定により協会が行う被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業に關して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

8 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第六章 費用の負担

第二百一十二條

国庫は、政令で定めるところにより、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより生じた疾病のうち政令で定めるものについて労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は療養給付に係る療養を受けた日から起算して三年を経過しても治癒しない場合における第五十三條第四項の規定による同條第一項第六号に掲げる給付及び休業手当金に要する費用並びに障害年金（厚生労働省令で定める障害等級に該當するものに限る。）及び障害補償年金等（厚生労働省令で定める障害等級に該當するものに限る。）に要する費用であつて船員法第九十二條に規定する障害手当に相當するものを超えるもののうち障害年金に要する費用の一部を負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務（高齢者の医療の確保に關する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下

「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

第百二十二条の二 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（第百五十三条の十第一項において「基金」という。）が協会に対して交付する出産育児交付金をもって充てらる。

2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十三條 国庫は、第百十二條に規定する費用のほか、予算の範囲内において、船員保険事業の執行に要する費用（船員法に規定する災害補償に相当する保険給付に要する費用を除く。）の一部を補助する。

第百十四條 厚生労働大臣は、船員保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第百二十一条第二項第二号において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

第百十五條 政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で

定めるところにより、厚生労働大臣が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額から厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百二十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百十六條 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額
- 二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に関する保険料額は、一般保険料額とする。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は算定しない。

第百十七條 疾病任意継続被保険者に関する保険料は、疾病任意継続被保険者になった月から算定する。

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

第百十八條 育児休業等をして被保険者（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。次項において同じ。）を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保

険者に関する保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）は、徴収しない。

- 一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了した日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月
- 二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了した日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

2 被保険者が連続する二以上の育児休業等をして居る場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百十八條の二 産前産後休業をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了した日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百十九條 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

第百二十條 一般保険料率は、次条に規定する疾病保険料率と第百二十二條に規定する災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とする。

2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

第百二十一條 疾病保険料率は、千分の四十から千分の百三十までの範囲内において、協会が決定するものとする。

2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

- 一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額（第百二十二条の二第一項に規定する出産育児交付金の額を除く。）
- 二 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等に要する費用の予想額（第百十三條の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）
- 三 船員保険事業の事務の執行に要する費用（次条第二項第四号に掲げる費用を除く。）の予定額及び第百二十四條の規定による準備金の積立ての予定額（第百二十二條第二項の規定による国庫負担金の額を除く。）

3 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

4 理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。

5 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

7 厚生労働大臣は、疾病保険料率が、船員保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、船員保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該疾病保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

8 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該疾病保険料率を変更することができる。

9 第六項の規定は、前項の規定により行う疾病保険料率の変更について準用する。

10 協会は、第一項の規定により疾病保険料率を決定した場合において、第二項第二号に掲げる額に照らし、政令で定めるところにより算定した率（以下この項及び次項において「特定保険料率」という。）及び疾病保険料率から特定保

11 協会は、前項の規定により特定保険料率及び基本保険料率を算出したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第百二十二条 (災害保健福祉保険料率)

災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五までの範囲内において、協会が決定するものとする。

2 災害保健福祉保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる保険給付に要する費用の予想額(第百二十二条第一項の規定によるその額に係る国庫負担金の額を除く。)

二 第五十三条第四項の規定により職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる同条第一項第六号に掲げる給付に要する費用及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額

三 前章の規定による保健事業及び福祉事業に要する費用の額(第百十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。)

四 前三号に掲げる事務の執行に要する費用及び第百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額

3 前二項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、前項第三号及び第四号に掲げる額に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額(同項第一号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。)に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、同項各号に掲げる額(同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。)

查等に要する費用の額を除く。)に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

第百二十三条 (介護保険料率)

介護保険料率は、各年度において協会が納付すべき介護納付金の額を当該年度における介護保険第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が定めるものとする。

2 第百二十一条第十一項の規定は、介護保険料率について準用する。

第百二十四条 (準備金) 協会は、政令で定めるところにより、船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

第百二十五条 (保険料の負担区分) 被保険者(疾病任意継続被保険者、独立行政法人等職員被保険者及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者を除く。以下この項において同じ。)は、第百十六条第一項各号に掲げる保険料のうち次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は同項各号に掲げる保険料のうち当該被保険者が負担する額を除いた額を負担する。

一 介護保険第二号被保険者である被保険者
標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額と介護保険料率の二分の一に相当する額との合算額

二 介護保険第二号被保険者以外の被保険者
標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額

2 疾病任意継続被保険者は、第百十七条第二項の規定によりその例によるものとされた第百十六条第一項各号に掲げる被保険者の区分に応じた保険料額の全額を負担する。

3 独立行政法人等職員被保険者については、船舶所有者が第百十六条第二項に規定する保険料額の全額を負担する。

4 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者については、船舶所有者が第百十六条第一項第二号に規定する保険料額の全額を負担する。

(保険料の納付義務)
第百二十六条 船舶所有者は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

2 疾病任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

第百二十七条 (保険料の納付) 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。ただし、疾病任意継続被保険者に関する保険料については、その月の十日(初めて納付すべき保険料については、協会が指定する日)までとする。

2 厚生労働大臣又は協会(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は協会、それ以外の場合は厚生労働大臣をいう。次項において同じ。)は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣又は協会は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

第百二十八条 (疾病任意継続被保険者の前納) 疾病任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときは、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

第百二十九条 (口座振替による納付) 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の源泉控除)
第百三十条 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその船舶所有者に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。

2 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもつて賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 船舶所有者は、前二項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(保険料の繰上徴収)
第百三十一条 保険料は、次に掲げる場合において、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。
二 法人である納付義務者が、解散をした場合
前項の規定は、被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶について船舶所有者の変更があつた場合及び被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、又は全く運航に堪えなくなるに至つた場合について準用する。

(保険料等の督促及び滞納処分)
第百三十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。)を滞納する者があるときは、厚生労働大臣又は協会(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項(第七十四条第三項に

する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することに限り、その申出を承認することができる。)

において準用する場合を含む。の規定による徴収金を納付しなければならぬ場合は協会、これら及び次条第一項において同じ。は、期限を指定して、これを督促しなければならぬ。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。ただし、前条第一項各号のいずれかに該当したとき、又は被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶につき船舶所有者の変更があつたとき若しくは被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つたときは、この限りでない。

4 厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分等の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会が国税滞納処分等の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合において、協会は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

（延滞金）

第百三十三條 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣又は協会は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差

押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徴収金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内になつたため、又はその住所及び居所がいづれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百三十四條 協会及び保険料の納付の勧奨等（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第百三十五條 厚生労働大臣は、協会と協議を行つて、効果的な保険料の徴収を行うために必要であるとき、協会の協力を得るため、協会の業務に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会は厚生労働大臣とみなして、第百三十二條及び第百三十三條の規定を適用する。

4 第一項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額については、第百十五條の規定により、政府から協会に対し、交付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

（先取特権の順位）

第百三十六條 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第百三十七條 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第七章 不服申立て

（審査請求及び再審査請求）

第百三十八條 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみならず、時効の請求を棄却したもののみならず、時効の請求を棄却したもののみならず、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき保険給付に関する処分について不服の理由とする事ができない。

第百三十九條 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第百三十二條の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

（行政不服審査法の適用関係）

第百四十條 前二條の審査請求及び第百三十八條第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二條を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。

（審査請求と訴訟との関係）

第百四十一條 第百三十八條第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

第百四十二條 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十條の規定による給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料等の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する。

（期間の計算）

第百四十三條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百四十三條 厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸

借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

四 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

五 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

六 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第百四十三条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していることを認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に

立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第四十九條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第百四十四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

二 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告等）
第百四十五条 協会（厚生労働大臣が行う第四条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用する船舶所有者又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であつて協会の指定するものに、その船舶所有者の使用する者に関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に対し、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

（立入検査等）
第百四十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関し必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第四十九條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（資料の提供）
第百四十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、船舶所有者の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（厚生労働大臣と協会の連携）
第百四十八条 厚生労働大臣及び協会は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（共済組合に関する特例）
第百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）である被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

二 組合員である被保険者であつた者に対しては、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際には、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

三 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者の資格を取得した場合において、その者に対して、その被保険者の資格を取得した日以後の期間に基づくこの法律による保険給付を行うことを妨げない。

四 前三項の規定によりこの法律による保険給付を受けることができないう間に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対しては、この法律による保険給付は行わない。

第百五十條 組合員である被保険者については、保険料を徴収しない。

第百五十一条 厚生労働大臣は、第百四十九条の共済組合に対して、事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査することができる。（労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例）

第百五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付
二 障害年金 障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金
三 障害差額一時金 障害補償年金等
四 遺族年金 遺族補償年金等
五 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金
六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

二 労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があつた日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

三 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第百四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項の審査請求に対する労働保険審査官の決定があつた場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査官の決定」とする。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）
第百五十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第百五十三条の六の二第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十五条第一項の規定による確認
二 第十七条から第十九条の二までの規定による標準報酬月額額の決定又は改定（第十九条第一項及び第十九条の二第一項の規定による申

出、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定（同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）

四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知

五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項（第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公告

六 第二十七条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

七 第一百八十八条第一項及び第一百八十八条の二の規定による申出の受理

八 第二百二十九条の規定による申出の受理及び承認

九 第三百三十二条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに搜索を除く。）

十一 第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第四百一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第四百一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第四百二条の規定による搜索

十二 第四百四十五条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第四百四十六条第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第四百四十七条の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

二 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

四 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する（財務大臣への権限の委任）

第二百五十三條の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠れているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金（第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金を除く。第二百五十三條の六第一項において「保険料等」という。）の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

二 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

第二百五十三條の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

二 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

第二百五十三條の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

第二百五十三條の五 機構は、第二百五十三條第一項、第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（機構が行う立入検査等に係る認可等）

二 前項に規定する場合における第四百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「当該職員」とあるのは「日本年金機構の職員」とする。（機構が行う収納）

第二百五十三條の六 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

二 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百五十三條の六の二 第四百四十六条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

二 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（協会が行う立入検査等に係る認可等）

第二百五十三條の六の三 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二 前項に規定する場合における第四百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格 標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。（地方厚生局長等への権限の委任）

第二百五十三條の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第二百五十三條の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。（機構への事務の委託）

第二百五十三條の八 厚生労働大臣は、機構に、次掲げる事務（第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第二十二條の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）

二 第二十八條の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

三 第七十條第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

四 第四百四條第一項、第四百八條、第四百八條の二及び第四百三十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保険料の徴収に係る事務（第二百五十三條第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第三百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。）

五 第二百二十七條第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の

告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

六 第三百三十二条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を發すること(督促状の發送に係る事務を除く)を除く。)

七 第三百三十三条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第五百五十三条第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第五百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第三百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

八 第五百五十三条第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

九 介護保険法第六十八條第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九(情報の提供等) 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(基金等への事務の委託) 第五百五十三条の十 協会は、第五十九条(第七十六條第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六條第五項並びに第六十五條第十二項及び第七十八條第三項において準用する同法第八十八條第一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国民健康保

険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務(第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六條第五項並びに第六十五條第十二項及び第七十八條第三項において準用する同法第八十八條第一項に規定する事務を除く。)

二 第四章の規定による保険給付の支給、第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施、第六十四条の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前のこの法律の規定による保険給付の支給その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第四章の規定による保険給付の支給、第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施、第六十四条の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前のこの法律の規定による保険給付の支給その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2 協会は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、協会以外の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

(関係者の連携及び協力) 第五百五十三条の十一 国、協会及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医

療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(経過措置) 第五百五十四條 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任) 第五百五十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九章 罰則 第五百五十五條の二 第四百四十三條の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百五十六條 船舶所有者が、正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十四條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第二十五條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第二百二十六條第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付しないとき。 四 第四百四十六條第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員(第五百五十三條の五第二項において読み替えて適用される第四百四十六條の六の三第二項において読み替えて適用される第四百四十六條第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第四百四十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五百五十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第四十九條第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 正当な理由がなく第四百四十三條の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五百五十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第三百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一條の規定による徴収職員の質問(協会の職員が行うものを除く。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第三百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一條の規定による検査(協会の職員が行うものを除く。)を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第三百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一條の規定による物件の提示又は提出の要求(協会の職員が行うものを除く。)に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第六十條 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第五百五十五條の二、第五百五十六條、第五百五十八條第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十三條の三第一項、同條第二項において準用する厚生年金保險法第六條の六第二項、第五十三條の四第一項、第五十三條の五第一項及び第五十三條の六第二項において準用する同法第六條の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第五十三條の四第二項において準用する厚生年金保險法第六條の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第六十條の三 協会の役員は、第五十三條の六の第三項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

第六十一條 船舶所有者又は第六十五條第一項の規定により協会の指定した者が、正当な理由がなくて同項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

2 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第六十五條第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

3 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行った者又はこれを使用する者が、第四十九條第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の評判に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負担ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 当分の間、独立行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の三に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

第三條 被保険者を使用する船舶所有者及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるもの(次項において「法人等」という。)であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの(以下この条において「承認法人等」という。)は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第五十五條第一項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができ。

(被保険者に係る給付の事業)

2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

3 承認法人等は、第一項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、船舶所有者又は被保険者から費用を徴収することができる。

4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(遺族年金に関する特例)

第四條 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの(第三十五條第一項第四号に規定する者であつて、第九十九條第六号に該当しないものを除く。)は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九十八條第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族(附則第四條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。)の人数」と、第九十九條第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号(第六号を除く。)のいずれか」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五條第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族年金は、その者が六十歳に達する日の属する月までの間は、その支給を停止する。ただし、次条第二項の規定の適用を妨げない。

第五條 協会は、当分の間、第八十七條の規定に基づく障害年金を受けることができる者(同一の事由について労働者災害補償保險法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。)が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬月額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

2 協会は、当分の間、第九十七條の規定に基づく遺族年金を受けることができる者(同一の事由について労働者災害補償保險法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。)が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を遺族前払一時金として、その者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額の千日分に相当する額を限度とする。

3 前二項に定めるもののほか、障害前払一時金及び遺族前払一時金の請求について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 障害前払一時金又は遺族前払一時金が支給される場合には、障害年金又は遺族年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該障害前払一時金又は遺族前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

5 障害前払一時金及び遺族前払一時金の支給を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

6 障害前払一時金は、第四十條、第四十三條から第四十七條まで、第五十一條、第五十二條、第九十一條、第九十二條、第九十一條、第九十二條、第九十一條、第九十二條の規定の適用については、第八十七條第一項の規定により支給される障害年金とみなす。

7 遺族前払一時金は、第三十七條、第四十條、第四十三條から第四十七條まで、第五十一條、第五十二條、第九十一條、第九十二條、第九十七條の規定により支給される遺族年金とみなす。

8 第三十九條第二項の規定は、第一項に規定する障害前払一時金の限度額及び第二項に規定する遺族前払一時金の限度額について準用する。

9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四號)以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。)第六十五條第二項(昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八號)第十三條の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四號)第三條第三項第二号ただし書及び第十七條第一号ただし書の規定は、適用しない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六條の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五條第二項並びに児童扶養手当法第十三條の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。

11 障害年金を受けるべき者が、その支給を停止され、又はその権利を失つた場合における第九十一條及び第九十二條の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び」とあるのは「障害年金(第三十九條第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかつたものとみなして算定した場合のその障害年金)の総額、障害前払一時金の額、障害補償年

金等の総額」と、「の合算額」とあるのは「及
 び同法の規定による障害補償年金前払一時金又
 は障害年金前払一時金の額の合算額」とするも
 のとし、遺族年金を受けるべき者が、その権利
 を失った場合における第百二条の規定の適用に
 ついては、当分の間、同条中「遺族年金の総
 額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金
 等の額」とあるのは「遺族年金(第三十九条第
 一項の規定により改定されたものである場合に
 は、その改定がなかったものとみなして算定し
 た場合のその遺族年金)の総額、遺族前払一時
 金の額、遺族補償年金等の総額、遺族補償一時
 金等の額及び労働者災害補償保険法の規定によ
 る遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一
 時金の額」とする。

第六条 被保険者若しくは被保険者であった者又
 はその遺族(以下この条において「被保険者
 等」という。)が障害年金又は遺族年金(以下
 この条において「年金給付」という。)を受け
 ることができる場合(当該年金給付を受ける権利
 を有することとなつた時に、当該年金給付に
 係る障害前払一時金又は遺族前払一時金(以下
 この条において「前払一時金」という。)を請
 求することができるときに限る。)であつて、
 同一の事由について、当該被保険者又は被保
 険者であつた者を使用してゐる船舶所有者又は使
 用してゐた船舶所有者から民法その他の法律に
 よる損害賠償(以下単に「損害賠償」といい、
 当該年金給付によつて填補される損害を填補す
 る部分に限る。)を受けることができるときは、
 当該損害賠償については、当分の間、次に定め
 るところによるものとする。

一 船舶所有者は、当該被保険者等の年金給付
 を受ける権利が消滅するまでの間、その損害
 の発生時から当該年金給付に係る前払一時金
 を受けるべき時までのその損害の発生時にお
 ける法定利率により計算される額を合算した
 場合における当該合算した額が前条第一項又
 は第二項に規定する当該前払一時金の限度額
 に相当する額となるべき額(次号の規定によ
 り損害賠償の責めを免れたときは、その免れ
 た額を控除した額)の限度で、その損害賠償
 の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予さ
 れてゐる場合において、年金給付又は前払一
 時金の支給が行われたときは、船舶所有者
 は、その損害の発生時から当該支給が行われ

た時までのその損害の発生時における法定利
 率により計算される額を合算した場合におけ
 る当該合算した額が当該年金給付又は前払一
 時金の額となるべき額の限度で、その損害賠
 償の責めを免れる。

二 被保険者等が、被保険者又は被保険者であつ
 た者を使用してゐる船舶所有者又は使用して
 いた船舶所有者から損害賠償を受けることがで
 きる場合であつて、保険給付を受けるべきとき
 に、同一の事由について、損害賠償(当該保
 険給付によつて不補される損害を不補する部
 分に限る。)を受けたときは、協会は、厚生労
 働大臣が定める基準により、その価額の限度
 で、保険給付をしないことができる。ただし、
 前項に規定する年金給付を受ける場合におい
 て、次に掲げる保険給付については、この限り
 でない。

一 年金給付(被保険者等に対して、各月に支
 給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定
 める算定方法に従い当該年金給付に係る前条
 第一項又は第二項に規定する前払一時金の限
 度額(当該前払一時金の支給を受けたことが
 ある者にあつては、当該支給を受けた額を控
 除した額とする。)に相当する額に達するま
 での間)についての年金給付に限る。

二 第九十一条、第九十二条又は第九十二条の規
 定による一時金

三 前払一時金

第七條 高齢者の医療の確保に関する法律附則第
 七条に規定する政令で定める日までの間、第百
 十二条第二項中「並びに同法」とあるのは、「
 同法」と、「介護保険法」とあるのは、「
 同法」と、「介護保険法」とあるのは「並び
 に同法附則第七條第一項の規定による病床転換
 支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)
 、介護保険法」と、第百四十四條第一項及び第百
 二十一條第二項第二号中「及び後期高齢者及び
 金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び
 病床転換支援金等」と、同条第十項中「第二項
 第二号」とあるのは、「附則第七條の規定により
 読み替えられた第二項第二号」とする。

第八條 令和六年度及び令和七年度においては、
 第百十二条の二第二項において準用する健康保
 険法第五十二条の四及び第百五十二条の五中
 「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当す
 る額に同年度」とする。

平成二十二年度等における子ども手当の支給
 に関する法律により適用される旧児童手当法の
 (特例)

第八條の二 平成二十二年度等における子ども手
 当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十
 九号)第二十條第一項の規定により適用される
 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四
 年度法律第二十四号)附則第十一條の規定により
 なおその効力を有するものとされた同法第一條
 の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六
 年度法律第七十三号)以下「旧児童手当法」とい
 う。第二十條第一項の拠出金に關しては、第
 百十九條の規定を準用する。この場合におい
 て、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十
 四年法律第六十五号)第六十九條第一項」とあ
 るのは「平成二十二年度等における子ども手当
 の支給に関する法律(平成二十二年度法律第九
 号)第二十條第一項の規定により適用される児
 童手当法の一部を改正する法律(平成二十四
 年度法律第二十四号)附則第十一條の規定によ
 りなおその効力を有するものとされた同法第一
 條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十
 六年法律第七十三号)第二十條第一項」と、「子
 ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当
 拠出金」と読み替へるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等
 に関する特別措置法)により適用される旧児童手
 当法の特例)

第八條の三 平成二十三年度における子ども手当
 の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法
 律第七十七号)第二十條第一項、第三項及び第五
 項の規定により適用される児童手当法の一部を
 改正する法律附則第十二條の規定によりなおそ
 の効力を有するものとされた旧児童手当法第二
 十條第一項の拠出金に關しては、第百十九條の
 規定を準用する。この場合において、同条中
 「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年度
 法律第六十五号)第六十九條第一項」とあるのは
 「並びに平成二十三年度における子ども手当の
 支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律
 第七十七号)第二十條第一項、第三項及び第五項
 の規定により適用される児童手当法の一部を改
 正する法律(平成二十四年度法律第二十四号)附
 則第十二條の規定によりなおその効力を有する
 ものとされた同法第一條の規定による改正前の
 児童手当法(昭和四十六年度法律第七十三号)第
 二十條第一項」と、「子ども・子育て拠出金」

とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替へる
 ものとする。

第九條 協会は、雇用保険法等の一部を改正する
 法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日
 の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率
 について、当分の間、第百二十五條第一項の規
 定にかかわらず、第百二十四條に規定する準備
 金の額(船員保険事業に要する費用の支出に備
 えるため必要な額として政令で定めるところに
 より算定した額を除く。)及び被保険者(後期
 高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職
 員被保険者を除く。以下この条において同じ。)の
 数の動向並びに職務外の事由による疾病、負
 傷若しくは死亡又は出産に關する保険給付に要
 する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担
 を軽減するため必要があるとき認めるときは、期
 間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範
 囲内において協会が定める率(以下「控除率」
 という。)を控除することができる。この場合
 において、第百二十條第一項中「疾病保険料
 率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九條
 第一項に規定する控除率を控除した率」と、第
 百二十五條第一項第一号及び第二号中「疾病保
 険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第
 九條第一項に規定する控除率に二を乗じて得た
 率を控除した率」と読み替へるものとする。

二 前項の協会の定める期間及び控除率の決定
 及び変更について準用する。

第十條 第百三十三條第一項に規定する延滞金の
 年十四・六パーセントの割合及び年七・三パー
 セントの割合は、当分の間、同項の規定にか
 わらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別
 措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十
 四條第一項に規定する延滞税特例基準割合をい
 う。以下この条において同じ。)が年七・三パ
 ーセントの割合に満たない場合には、その年中
 においては、年十四・六パーセントの割合にあ
 つては当該延滞税特例基準割合に年七・三パ
 ーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パ
 ーセントの割合があつては当該延滞税特例基準
 割合に年一パーセントの割合を加算した割合
 (当該加算した割合が年七・三パーセントの割
 合を超える場合には、年七・三パーセントの割
 合)とする。

た時までのその損害の発生時における法定利
 率により計算される額を合算した場合におけ
 る当該合算した額が当該年金給付又は前払一
 時金の額となるべき額の限度で、その損害賠
 償の責めを免れる。

二 被保険者等が、被保険者又は被保険者であつ
 た者を使用してゐる船舶所有者又は使用して
 いた船舶所有者から損害賠償を受けることがで
 きる場合であつて、保険給付を受けるべきとき
 に、同一の事由について、損害賠償(当該保
 険給付によつて不補される損害を不補する部
 分に限る。)を受けたときは、協会は、厚生労
 働大臣が定める基準により、その価額の限度
 で、保険給付をしないことができる。ただし、
 前項に規定する年金給付を受ける場合におい
 て、次に掲げる保険給付については、この限り
 でない。

一 年金給付(被保険者等に対して、各月に支
 給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定
 める算定方法に従い当該年金給付に係る前条
 第一項又は第二項に規定する前払一時金の限
 度額(当該前払一時金の支給を受けたことが
 ある者にあつては、当該支給を受けた額を控
 除した額とする。)に相当する額に達するま
 での間)についての年金給付に限る。

二 第九十一条、第九十二条又は第九十二条の規
 定による一時金

三 前払一時金

第七條 高齢者の医療の確保に関する法律附則第
 七条に規定する政令で定める日までの間、第百
 十二条第二項中「並びに同法」とあるのは、「
 同法」と、「介護保険法」とあるのは、「
 同法」と、「介護保険法」とあるのは「並び
 に同法附則第七條第一項の規定による病床転換
 支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)
 、介護保険法」と、第百四十四條第一項及び第百
 二十一條第二項第二号中「及び後期高齢者及び
 金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び
 病床転換支援金等」と、同条第十項中「第二項
 第二号」とあるのは、「附則第七條の規定により
 読み替えられた第二項第二号」とする。

第八條 令和六年度及び令和七年度においては、
 第百十二条の二第二項において準用する健康保
 険法第五十二条の四及び第百五十二条の五中
 「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当す
 る額に同年度」とする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)附則第二十五条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)第五百三十三条から第五百三十五条の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新船員保険法第五百三十三条から第五百三十五条の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

附則 (昭和十八年三月八日法律第二十七号)抄

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ二ノ規定ハ昭和十六年十二月八日以後同條ノ船舶ニ乗組ミタル期間ニ之ヲ適用ス

第三十二條第一項及第三十三條ノ改正規定施行前療養ノ給付若ハ船員法第十七條若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル扶助又ハ傷病手当金ノ支給若ハ同法第十七條若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル手当ノ支給ノ始マルベキ場合ニ於テハ療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給ニ關シテハ第三十二條第一項及第三十三條ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二〇年二月一九日法律第二十四号)抄

第七十三條ノ規定ハ昭和十九年一月一日以後同條ノ船舶ニ乗組ミタル期間ニ之ヲ適用ス

船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三十三條ノ三第一項の規定に該当しないこと。

失業手当金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

号の一に該当するときは、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第十三条において準用する船員保険法第九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提示せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しなかつたとき。

二 第十三条において準用する船員保険法第九條ノ二の規定による当該官吏の質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十三条において準用する船員保険法第九條第二項の規定による証明を拒んだとき。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則 (昭和二十三年七月一〇日法律第一二八号) 抄
第一条 この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第三条 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一条若しくは第五十條ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第二条若しくは第三条の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の額の十倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

従来、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三条の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により増額されたものに関する国庫の負担すべき費用については、なお同条の規定によるものとする。

第七条 この法律施行の際、現に存する保険審査官、船員保険審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附則 (昭和二十三年七月一〇日法律第一三〇号) 抄
1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

附則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一五六号)
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四条の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律施行前より引き続き失業保険金の支給を受けていた者の失業保険金の日額が、第三十三條ノ九第二項の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後においては、なお従前の例によるものとする。

4 この法律施行の前日に督促状を發した保険料に対する延滞金については、なお従前の例によるものとする。

5 この法律施行の日において、現に船員保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ船員保険審査会の委員、幹事及び書記を命ぜられたものとみなす。

6 前項の規定によつて船員保険審査会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が船員保険審査会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第四七号) 抄
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月一日法律第一二四号)
この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の健康保険法第十一条第三項、船員保険法第十二條第三項及び厚生年金保険法第一条第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

附則 (昭和二十五年二月一九日法律第二七九号)
1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。但し、第二条中船員保険法の一部を改正する法律附則第三条の改正規定及びこの法律の附則第五項の規定は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2 第四条の規定の適用については、当分の間、三千二百五十円未満の報酬月額は、三千二百五十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3 職務外の事由による廃疾に係る障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の施行の日(昭和二十二年十二月一日)前の標準報酬に基いてその額を計算したものの額は、同法附則第二条又は第四十一条第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第七八号) 抄
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

39 第三十四項から前項までの規定による改正後の健康保険法第四条第三項及び第十二條第二項、船員保険法第五条第二項及び第十一條第二項、厚生年金保険法第五条第二項及び第十一條第四項、労働者災害補償保険法第三十一条第二項及び第三項並びに失業保険法第三十五條第二項及び第三項の規定は、この法律施行後する督促について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第九一号)
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年三月三十一日法律第三一〇号)
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四条の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三條ノ三第二項第三号の規定により同条第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同条第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同条同項同号

の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三條ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二七八号) 抄
1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月一日法律第三〇六号) 抄
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和二十七年十一月二三日法律第三一九号)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の第三十三條ノ九第二項但書の規定により、厚生大臣が失業保険金の最高日額を定めるまでの間は、失業保険金の額は、一日につき三百七十円をこえることができな

附則 (昭和二十八年八月一日法律第一一九号)
1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより發した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十一条、第四十條第一項及び第四十二條ノ三第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第二〇六号) 抄
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第二一三号) 抄
1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基づいて置かれたものとみなす。

附則（昭和二十九年五月一九日法律第一一六号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

第二条 昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三万二千円又は三万四千円である者については、昭和二十九年五月からその標準報酬を改定する。

第三条 昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の老齢、廃疾又は死亡に関し、同日以後に保険給付の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第五条 この法律による改正後の第十五条ノ四の規定は、昭和二十九年五月一日前に組合員たる被保険者となつた者に関しても、適用する。

第六条 この法律の施行前に船舶所有者が被保険者の資格の取得に関しこの法律による改正前の第九条第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一条ノ二の規定によつてした届出とみなす。

第七条 昭和二十九年五月一日において現に養老年金（同日において現にこの法律による改正前の第三十九条第一項の規定によりその支給を停止されている養老年金を除く。）を受ける権利を有する者に対しては、同日以後も、なお従前の例による保険給付を支給する。

二 寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金

三 この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者が職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

第八条 前条の規定による保険給付のうち、従前の養老年金の例によつて支給する保険給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五条及び附則第三条の規定に準じて計算した額とする。

2 前項の保険給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」とあるのは、「従前ノ養老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」と読み替へるものとする。

3 第一項の保険給付を受ける権利を有する者は、老齡年金を支給しない。

4 前項の者が、昭和二十九年五月一日以後に被保険者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保険給付を受ける権利を失う。

第九条 昭和二十九年五月一日において現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金の額を除く。）が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

2 昭和二十九年五月一日において現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金の額を除く。）が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

第十條 昭和二十九年五月一日において現に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九条ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百一十八号）附則第二条の改正規定にかかわらず、

なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が八千円に満たないときは、これを八千円とする。同日において現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者が同日以後に死亡したことにより、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有するに至つた者についても、同様とする。

（遺族年金の特例）
第十一条 左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一万四千四百円に満たないときは、これを一万四千四百円とする。

一 この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者が昭和二十九年五月一日前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金
二 被保険者又は被保険者であつた者が昭和二十九年五月一日前に職務上の事由により第四十二条ノ三第一項の規定による期間内に死亡したことによる遺族年金
三 附則第七条第一項前段に規定する者が従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を失わないで昭和二十九年五月一日以後に死亡したことによる遺族年金

2 左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一万円に満たないときは、これを一万円とする。

一 職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者が昭和二十九年五月一日前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金
二 昭和二十九年五月一日において現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者が同日以後に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金
三 前二項の遺族年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とする。

（老齡年金の受給資格年齢の読替）
第十二条 この法律による改正後の第三十四条及び第三十八条中「五十五歳」とあるのは、昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者であつて、左の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ、同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、この法律による改正後の第三十四条第一項第三号の規定に該当する者については、この限りでない。

（寡婦年金等の受給資格年齢の読替）
第十四条 左の表の上欄に掲げる期間、この法律による改正後の第二十三条ノ六第一項第一号から第四号までの各号中「五十五歳」とあるのは、昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の寡婦については、それぞれ同表の中欄のように、同条同項第五号中「六十歳」とあるのは、同日前に被保険者又は被保険者であつた者のかん夫については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

2 附則第八条第四項の規定により、従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を失つた者については、この法律による改正後の第三十四条第一項中「五十五歳」とあるのは、前項の規定にかかわらず、「五十歳」と読み替へるものとする。

第十三条 昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者が、同日以後に、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病によりその資格喪失後二年以内に死亡した場合においては、その者がその疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日後に死亡したものであつても、その者の遺族にこの法律による改正後の第四十九条ノ二の規定による寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を支給する。

第十四条 左の表の上欄に掲げる期間、この法律による改正後の第二十三条ノ六第一項第一号から第四号までの各号中「五十五歳」とあるのは、昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の寡婦については、それぞれ同表の中欄のように、同条同項第五号中「六十歳」とあるのは、同日前に被保険者又は被保険者であつた者のかん夫については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十歳	五十歳
昭和三十七年四月三十日まで	一歳	六十歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十歳	五十歳
昭和四十一年四月三十日まで	二歳	七十歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十歳	五十歳
昭和四十五年四月三十日まで	三歳	八十歳

昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十	五十
	四歳	九歳

第十五条 昭和二十九年五月一日前における被保険者であつた期間が三年以上である者で、同日において現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、この法律による改正後の第四十七条の規定にかかわらず、同日以前における被保険者であつた期間について従前の例により計算した額に、同日以後における被保険者であつた期間によりその期間の平均標準報酬月額に別表第七に定める月数を乗じて得た額を加えた金額とする。

2 前項の者が昭和二十九年五月一日以後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、この法律による改正後の第四十六条第一項の脱退手当金を支給する。

(従前の例による保険給付に関する国庫負担)
 第十六条 この法律による改正後の第五十八条第一項の規定は、附則第七条の規定によつて従前の例により支給する保険給付(附則第八条第二項の規定による加給金を含む。)に要する費用について準用する。

2 前項の保険給付のうち、船員保険法中改正法律(昭和二十年法律第二十四号)附則第二条第二項又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三条の適用を受ける保険給付に関する国庫の負担すべき費用については、なおこれらの規定によるものとする。

(未支給給付)
 第十七条 養老年金又は寡婦年金、かん夫年金若しくは遺児年金のうち、昭和二十九年四月以前の月に係る分及び昭和二十九年五月一日前に支給権が生じた脱退手当金又はこの法律による改正前の第三十六条、第三十七条、第四十二条第二項、第四十二条ノ二、第四十九条ノ七若しくは第五十条ノ六第一号から第三号までの規定による一時金であつて、同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(遺族年金、加給金等)
 第十八条 昭和二十九年五月一日前に十六歳に達したことによりこの法律による改正前の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ二、第四十九条ノ五又は第五十条ノ四の規定の適用

を受ける者に関する保険給付の支給については、この法律による改正後の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ二又は第五十条ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(従前の保険料)
 第十九条 昭和二十九年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(遺族に対する年金制度の統合、及び調整)
 第二十一条 寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の制度は、当分の間存置するものとし、すみやかに、これと遺族年金との統合及び調整が図られなければならない。

附則(昭和二十九年七月一日法律第二〇四号)抄
 1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。

附則(昭和三十年六月三〇日法律第三九号)抄
 1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則(昭和三十年八月一日法律第一一六号)抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十一年六月六日法律第一三四号)抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十一年六月二二日法律第一四八号)抄
 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

附則(昭和三十三年三月三十一日法律第四四号)抄
 1 この法律中第五十八条ノ二の改正規定は、公布の日から、第四条第一項の表の改正規定は、

第五十九条第五項の改正規定及び第六十条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第十條の規定は昭和三十三年四月一日から、第二十八条ノ七の改正規定、第二十九条ノ三の改正規定及び附則第七条の規定は同年七月一日から、第四條第三項、第四項及び第五項の改正規定並びに第四條ノ二の改正規定は同年八月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、附則第十二條の規定は、昭和二十九年五月一日から適用し、この法律による改正後の第二十八條ノ三及び第二十八條ノ六第二項の規定は、昭和三十三年六月三十日まで適用しない。

(被扶養者に関する経過措置)
 第二条 第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつてその疾病又は負傷につき昭和三十三年五月一日において現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けているものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

(標準報酬に関する経過措置)
 第三条 昭和三十三年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き第十七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が四千元である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

(保険料の徴収に関する経過措置)
 第四条 昭和三十三年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第十二條及び第十二條ノ二の規定の適用を妨げない。

(第二十五条ノ二の規定による徴収金に関する経過措置)
 第五条 この法律による改正後の第二十五条ノ二第二項の規定は、昭和三十三年五月一日前船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十一条ノ二の規定による届出を行わなかつた間に船舶が滅失し、沈没し、若しくはその存否が不明となり、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が船舶航行中行方不明となつた場合にも適用する。ただし、昭和三十三年五月一日前に同

条の規定による届出が行われ、又は第二十一条ノ五第一項の規定による確認の請求若しくは第十九條ノ二の規定による確認があつたときは、この限りでない。

(行政庁の指定する者に関する経過措置)
 第六条 昭和三十三年五月一日において現に行政庁がこの法律による改正前の第二十八條ノ二の規定による指定をしている者は、同年七月三十一日までは、この法律による改正後の第二十八條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなす。その指定は、同条同項同号による指定とみなす。

(療養費に関する経過措置)
 第七条 昭和三十三年七月一日前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

(資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置)
 第八条 昭和三十三年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、同日において現にその資格喪失後の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付に関する限り、この法律による改正後の第二十八條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、昭和三十三年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前に発した被扶養者の疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、同日において現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に準用する。

3 昭和三十三年五月一日において現に航行中の船舶に乗り組んでおり、かつ、疾病にかかり又は負傷して入港する被保険者が、同日以後当該船舶が次の港に入港すると同時に被保険者の資格を喪失した場合においては、その者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給については、当該

昭和三十三年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、同日において現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に準用する。

疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に
関する限り、この法律による改正後の第二十八
条第二項及び第三十条第三項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。その者が昭和三十
二年五月一日において現に家族療養費又は育児手
当金の支給を受けている者である場合における
これらの保険給付の支給についても、同様とす
る。

4 被保険者の資格を喪失した後昭和三十三年五
月一日前に分べんした者であつて、この法律に
よる改正後の第三十二条ノ四の要件を満たして
いるものに対しては、その者がこの法律による
改正前の第三十二条ノ三第二項の要件を満たし
ていない場合であつても、同日以後の期間に係
る出産手当金及び育児手当金を支給する。

(傷病手当金に関する経過措置)

第九條 昭和三十三年五月一日において現に職務
外の事由による傷病手当金の支給を受けてい
る者については、当該傷病手当金の支給事由たる
疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に
係る傷病手当金に関する限り、この法律による
改正後の第三十条第二項第三号ただし書の規定
にかかわらず、なお従前の例による。

第十條 削除

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十一條 昭和三十三年五月一日前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

附則 (昭和三十三年四月三〇日法律第一
〇六号)

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行
する。

附則 (昭和三十三年五月一〇日法律第一
四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中第十條、第十五條第二項、第十七
條第一項、第十七條の四、第三十條及び第三十
五條の改正規定(第十七條の四の改正規定のう
ち、傷病手当金及び出産手当金に関する部分を
除く。)並びに附則第二項、第三項及び第六項
から第九項までの規定は昭和三十三年七月一
日から、その他の規定は同年十月一日から施行
し、改正後の第二十八條及び第二十八條の二の
規定は、昭和三十三年四月以降の費用について適
用する。

附則 (昭和三十四年四月二〇日法律第一
四八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律
第四百七十七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十五年三月三十一日法律第一
九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三箇
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。ただし、船員保険法第五十八條の
改正規定は、公布の日から施行し、この法律に
よる改正後の同法同條の規定は、昭和三十四年
度以降の費用について適用する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の日において現に老齢年
金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢
年金については、次の各号の區別に従い、それ
ぞれその額(加給金の額を除く。)を当該各号
に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる
老齢年金については、その受給権者が六十歳
(厚生年金保険及び船員保険(昭和二十
九年法律百十七号)以下この条及び次条にお
いて「交渉法」という。)附則第七項の規定に
より同法第十三条中「六十歳」とあるのが読み
替えられる者に関しては、同法附則第七項の規
定により読み替えられた年齢)に達するまでの
間とする。

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老
齢年金 この法律による改正後の船員保険法
第三十五條の規定により計算した額
二 その額が交渉法第十二條の規定により計算
された老齢年金(厚生年金保険法の一部を改
正する法律(昭和三十五年法律第十七号)に
よる改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年
法律百十五号)による基本年金額(この基
本年金額を計算する場合には、同法第三十四
條第二項の規定を適用しないものとする。)
と厚生年金保険の被保険者であつた期間を
外してこの法律による改正後の船員保険法第
三十五條の規定により計算した額から二万四
千円を控除した額とを合算した額

三 その額が交渉法第十三條の規定により計算
された老齢年金(船員保険の被保険者であつ
た期間とみなされる厚生年金保険の第一種被
保険者又は第四種被保険者であつた期間を除
外してこの法律による改正後の船員保険法第
三十五條の規定により計算した額)
この法律の施行の日において現に船員保険法
の一部を改正する法律(昭和二十九年法律百

十六号)附則第七條の規定によつて支給する従
前の養老年金の例による保険給付を受ける権利
を有する者の当該保険給付については、その額
(加給金の額を除く。)を同法附則第三條及びこ
の法律による改正後の船員保険法第三十五條の
規定に準じて計算した額とする。

第三條 この法律の施行の日において現に船員保
険法第五十條第一号の規定による遺族年金を受
ける権利を有する者又は支給する当該遺族年金
(その者が失権し、又は所在不明となつた場合
に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の
規定により支給する遺族年金を含む。)について
は、次の各号の區別に従い、それぞれその額
(加給金の額を除く。)を当該各号に規定する額
とする。

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺
族年金 前条第一項第一号に規定する額の二
分の一に相当する額(この額が一万四千八百
八十円に満たないときは、一万四千八百八十
円とする。)

二 その額が交渉法第十二條の規定により計算
された老齢年金の額の二分の一に相当する遺
族年金 前条第一項第二号に規定する額の二
分の一に相当する額
三 その額が交渉法第二十六條の規定により計
算された遺族年金(二万四千円に平均標準報
酬月額額の千分の六に相当する額に二百四十
円を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相
当する額

第四條 この法律の施行の日において現に障害年
金を受ける権利を有する者に支給する当該障害
年金については、その額(加給金の額を除く。)
が、二万円に満たないときは、これを二万円と
する。

2 この法律の施行の日において現に寡婦年金
(鰥夫年金又は遺児年金)を受ける権利を有する者
に支給する当該寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年
金については、その額(加給金又は増額金の額
を除く。)が、一万円に満たないときは、これ
を一万円とする。

3 この法律の施行の日において現に船員保険法
第五十條第二号の規定による遺族年金を受ける
権利を有する者に支給する当該遺族年金につ
いては、その額(加給金の額を除く。)が、一
万二千五百円に満たないときは、これを一万二
千五百円とする。
4 前三項の規定は、この法律の施行の日以後に
おいて、障害年金、寡婦年金、鰥夫年金若しく

は遺児年金又は船員保険法第五十條第二号の規
定による遺族年金を受ける権利を有するに至つ
た者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に船員保険法
第五十條第三号の規定による遺族年金を受ける
権利を有する者に支給する当該遺族年金(その
者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法
第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定に
より支給する遺族年金を含む。)については、
その額(加給金の額を除く。)が、一万四千八
百八十円に満たないときは、これを一万四千八
百八十円とする。

第五條 前三條に規定する保険給付のうちこの法
律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る
分であつて、この法律の施行の日においてまだ
支給していないものについては、なお従前の例
による。

第六條 この法律による改正後の船員保険法第五
十八條第一項ただし書及び第二項に定める国庫
負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十
四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に
照らして検討され、その結果に基づいて、おそく
とも昭和三十八年三月三十一日まで(所要の改
正が行われるべきものとする。)

第七條 この法律による改正後の船員保険法第五
十九條第五項に定める保険料率は、同法第四項
の規定により昭和三十三年四月三十日までに行
われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべ
きものとする。

第八條 この法律の施行の日の属する月の前月以
前の月に係る保険料については、なお従前の保
険料率による。

附則 (昭和三十五年七月一九日法律第一
二一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に職務上の事由による疾病
又は負傷及びこれにより発した疾病に關しこの
法律による改正前の第三十一條第一項第一号に
掲げる事由に該当するに至つた者の当該疾病又
は負傷に關する療養の給付及び傷病手当金の支
給については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月二
十九日以後職務上の事由による外傷性せき腫障
害(旧けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特
別保護法(昭和三十年法律第九十一号)第二條

第一項第四号に規定する外傷性せき髄障害をいう。)に關しこの法律による改正前の第三十一条第一項第一号に掲げる事由に該當し、かつ、この法律の施行の際まだ当該外傷性せき髄障害がなおつていない者であつて、この法律の施行後三箇月以内に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出たものに対しては、当該外傷性せき髄障害に關し、その届出をした日から当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、療養の給付(療養費の支給を含む。)及び傷病手当金の支給を行なうものとする。

4 前項の規定による届出をした者に対しては、当該外傷性せき髄障害がなおるまでの間、当該外傷性せき髄障害に係る障害年金の支給を停止する。この場合において、第四十三条及び厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)第二十条の規定の適用に關しては、その者は、その間、当該障害年金を受ける権利を有しないものとみなす。

5 職務上の事由による疾病又は負傷及びこれより發した疾病につき療養の給付を受けた日から起算してこの法律の施行前に三年を経過した被保険者又は被保険者であつた者の当該疾病又は負傷による死亡に關しては、この法律による改正後の第四十二条ノ三第一項及び第五十条第三号の規定は、適用しない。

6 この法律による改正後の第五十八条第三項に規定する事項については、社会保障に關する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附則 (昭和三十六年六月一五法律第一三五号)
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前に分属した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分属費若しくは配偶者分属費又は哺育手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十六年一月一日法律第一八〇号)
(施行期日)
抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。附則(昭和三十六年一月一日法律第一八二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。
(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 船員保険法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日の船員保険法による被保険者であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、その期間が通算年金通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第十一条 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、改正後の船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當しているか又は該當するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當しているか又は該當するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當しているか又は該當するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當しているか又は該當するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該當していなかつたものうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該當しているか又は該當するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第十二条 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第十四条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ。)がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、船員保険法第三十九条ノ二の規定に該當するに至つたものとみなし、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	七年六月
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	八年三月
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	九年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	九年九月
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十年六月

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、同項各号のいずれにも該當しない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該當するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該當するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該當するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該當しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該當するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項

各号のいずれにも該當しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるもの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

第十五条 施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格の喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、この限りでない。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日前から引き続き被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した女子

3 前二項に規定する脱退手当金を受ける権利を有する者が施行日以後において通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、その脱退手当金を受ける権利を失う。

4 第一項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたこととなるものについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手当金を受ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至らなかつたものとみなす。

5 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の船員保険法第四十六条の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

附則 (昭和三十七年三月三一日法律第五八号)
(施行期日)
抄
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取
得して、同日まで引き続き第十七条の規定によ
る被保険者の資格のある者のうち、昭和三十
七年三月の標準報酬月額が五千円、六千円又は三
万六千円（報酬月額が三万七千五百円未満であ
る者を除く。）である者については、同年四月
からその標準報酬を改定する。

3 この法律の施行の日前に死亡した被保険者又
は被保険者であつた者の遺族に対する保険給付
については、同日以後も、なお従前の例によ
る。

4 前項の規定により、従前の例によつて支給す
るこの法律による改正前の船員保険法による寡
婦年金、鰥夫年金又は遺児年金については、同
法第四十九条ノ三の規定により計算した額が、
一万四千八百八十円に満たないときは、前項の
規定にかかわらず、これを一万四千八百八十円
とする。

附 則（昭和三十七年四月二日法律第六七
号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から
施行する。

第二十条 第三十三条、第三十七条及び第三十八
条の規定中延滞金に関する部分並びに第四十条
の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金
について適用する。ただし、当該延滞金の全部
又は一部でこの法律の施行前の期間に対応する
ものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年四月二日法律第九
二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

附 則（昭和三十七年五月一日法律第一
二三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

13（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定）
この法律の施行後は社会保険庁長官が行なう
こととなる保険給付を受ける権利の裁定その他
の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣
が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた
保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみ
なす。

14 この法律の施行後は社会保険庁長官に対し
て行なうこととなる申請、届出その他の行為であ
つて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対し
て行なわれていたものは、社会保険庁長官に対
して行なわれていた申請、届出その他の行為と
みなす。

附 則（昭和三十七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に
ついては、当該訴訟を提起することができない
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか
らず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の
管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨
のこの法律による改正後の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正
前の規定による出訴期間が進行している処分又
は裁判に関する訴訟の出訴期間については、な
お従前の例による。ただし、この法律による改
正後の規定による出訴期間がこの法律による改
正前の規定による出訴期間より短い場合に限
る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関
する当事者訴訟で、この法律による改正により
出訴期間が定められることとなつたものについ
ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算
する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又
は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関
係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に
よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例
による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ
り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変
更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第
十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま
での規定を準用する。

附 則（昭和三十七年九月八日法律第一五
二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十一月一日
（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（昭和三十七年九月二五日法律第一
六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に
された申請に係る行政庁の不作為その他この法
律の施行前に生じた事項についても適用する。
ただし、この法律による改正前の規定によつて
生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の
請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下
「訴願等」という。）については、この法律の施
行後も、なお従前の例による。この法律の施行
前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分
（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行
前に提起された訴願等につきこの法律の施行後
にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願
等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後
は行政不服審査法による不服申立てをすること
ができることとなる処分に係るものは、同法以
外の法律の適用については、行政不服審査法に
よる不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ
る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立
ての裁判等については、行政不服審査法による
不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、
この法律による改正前の規定により訴願等をす
ることができないものとされ、かつ、その提起期
間が定められていなかったものについて、行政
不服審査法による不服申立てをすることができ
る期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行
に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関
係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法
律第四十号）に同一の法律についての改正規
定がある場合においては、当該法律は、この法
律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟

法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律
によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十八年三月三十一日法律第六
二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から
施行する。
（施行期日）

第四条（船員保険の療養の給付等に関する経過措置）
船員保険の被保険者であつた者又は被扶
養者であつた者の職務外の事由による傷病であ
つて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後
この法律の施行前に三年を経過したものに關す
これらの給付の支給については、船員保険法
第三十一条の改正規定にかかわらず、なお従前
の例による。

2 この法律の施行前に職務外の事由による同一
の傷病に關し療養の給付又は家族療養費の支給
開始後三年を経過した船員保険の被保険者又は
被扶養者の当該期間経過後この法律の施行まで
の期間に係る当該傷病及びこれによつて発した
疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給
については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十八年八月一日法律第一六
三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

第二条（保険給付に関する経過措置）
この法律の施行の日前の失業の日に係る
失業保険金の日額及び失業保険金の減額につい
ては、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の船員保険法第三
十三条ノ九第三項の規定による加給は、この法
律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金に
ついては、行なわれない。

第四条 この法律の施行の日前において疾病又は
負傷のために職業につくことができなかった日
は、この法律による改正後の船員保険法第三十
三条ノ十一の規定にかかわらず、同条に規定す
る七日の期間に含まれないものとする。

第五条 この法律による改正後の船員保険法第三
章第八節の規定は、この法律の施行の日以後に
生じた行方不明について適用する。

附 則（昭和三十九年七月六日法律第一五
二号）抄

第一条（施行期日）
この法律は、昭和三十九年十月一日（以
下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の船員保険法第四十条第一項、第二十条第四項、第二十四条ノ三、第三十四条第三項及び第四項、第三十五条、第三十八條第二項、第三十九條ノ五第四項、第四十條第一項から第三項まで、第四十一條ノ二第一項、第四十一條ノ三第二項、第四十二條、第四十三條第二項、第四十四條ノ二、第四十四條ノ三、第四十五條第二項、第四十五條ノ三、第四十六條第一項第二号、第四十八條、第五十條第五号及び第六号、第五十條ノ二、第五十條ノ六、第五十條ノ七、第五十八條第一項、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條第一項の規定、この法律による改正後の同法別表第一ノ二、別表第四及び別表第五並びに附則第四條、附則第七條から附則第十二條まで、附則第十五條及び附則第二十一條の規定は、昭和四十年五月一日から、この法律による改正後の同法第五十九條第五項第三号の規定は、同年六月一日から適用する。

第三条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（標準報酬に関する経過措置）

第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第七七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円（報酬月額が五万四千円未満である者を除く。）である者については、同年五月からその標準報酬を改定する。

（老齢年金の支給の特例）

第五条 この法律の施行の日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六条 この法律の施行の日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員

保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九條ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（従前の保険給付の額の特例）

第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金（船員保険法第五十條第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五條、第三十九條ノ三第一項又は第五十條ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。

第八条 昭和四十年五月一日において現に職務外の事由による障害年金を受ける権利を有する者には、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。

2 前項の障害年金については、その額（加給金の額を除く。）が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、これを七万六千八百円とする。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付（附則第十三條第一項の規定による保険給付を含む。）については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十条 老齢年金、通算老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十條第一号及び第四号から第六号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金

の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（特例による脱退手当金の支給）

第十九條 この法律の施行の日から起算して十三年以内に被保険者の資格を喪失した女子に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第十五條第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を取得する場合を除き、同法による改正前の船員保険法の規定の例により脱退手当金を支給する。ただし、当該脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、この限りでない。

2 昭和三十六年十一月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に被保険者の資格を取得した女子（明治四十四年四月一日以前に生れた者を除く。）であつて、この法律の施行の際現に被保険者でない者であり、かつ、その被保険者であつた期間が二年以上である者に対しても、前項と同様とする。

3 前二項の規定による脱退手当金を受ける権利は、その権利を有する者が当該権利の取得の日後において通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

4 第一項又は第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、船員保険法第二十七條ノ二の規定を準用する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三條の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四條から附則第四十三條まで及び附則第四十五條の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 障害年金の支給を受ける権利を有する者が第三条の規定による改正前の労働者災害補償

保険法（以下「旧労働者災害補償保険法」という。）第十二條第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧法」という。）第四十四條ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費の支給を受けるべき者が、このことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十條ノ七の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第六十五條第二項（同法第七十九條ノ二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十四條ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四條第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

附則（昭和四一年四月二八日法律第六三〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一條ノ四第一項の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法第四條第一項、第五十九條第五項及び第六十條第一項の規定並びに附則第二條から附則第四條まで及び附則第十二條の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一條第一項、第四十一條ノ二第一項、第四十二條、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三第三項及び第四項、第五十條ノ二、第五十條ノ八、第五十八條第一項、別表第一、別表第一ノ三、別表第二、別表第四及び別表第五の規定並びに附

則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 昭和四十一年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が七万六千円（報酬月額が七万八千円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

第五条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する廃疾の程度に応じ附則別表中欄に規定する金額とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六条 前条に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定に關しては、第二条の規定による改正後の同法第四十一条第一号中「左に掲グル額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相當スル金額ヲ加ヘタル額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ト廃疾ノ程度ニ応ジ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則別表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相當スル金額ヲ加ヘタル額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

第七条 附則第五条に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廃疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二条の規定による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

第八条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上

の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において第二条の規定による改正前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受け権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受け権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万五千四百円（第二条の規定による改正前の同法第五十条ノ二第一項第三号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）に満たないときは、これを六万五千四百円（同号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）とする。

第十一条 船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前に保る分であつて、同年二月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十一年三月以前に保る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

附則別表 廢疾の程度 金額

Table with 2 columns: 級別 (一級 to 七級) and 金額 (51,000 to 33,600)

附則 (昭和四十一年五月九日法律第六十七号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

第十三条 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）第四十条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

附則 (昭和四一年六月三〇日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第二二一号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則 (昭和四二年八月一七日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 障害補償等を受ける権利を有する者に保る船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第四十四条ノ三第一項又は第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利を有する者が旧船員保険法第四十四条ノ三第一項の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

附則 (昭和四三年五月一日法律第四五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日前の失業の日に保る失業保険金の額及びこの法律の施行の日前の疾病又は負傷のため職業につくことができない日に保る船員保険法第三十三条ノ十六第一項の規定による給付の額については、なお従前の例による。

附則 (昭和四四年八月七日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

第二条 昭和四十四年九月一日前に分宛した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者

であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分擔費又は配偶者分擔費の額については、なお従前の例による。

附則（昭和四四年二月六日法律第七八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九号第五項第三号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条第一項及び第五項、第四十二条第二項、第四十三条第四項、第四十六条第二項、第五十条第一項、第六十条第二項、第八十一条第五項第一号から第三号まで、第九十一条第一項並びに附則第二十八条の二の規定並びにこの法律による改正後の船員保険法第四条第一項、第三十四条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八号第二項、第三十八号ノ二、第四十一条第一項、第四十一条ノ二、第五十条ノ二、第五十一条第一項及び第三項、第五十条ノ三第一項及び第二項、第五十九号第五項第一号及び第二号並びに第六十条第一項の規定

二 附則第三条から附則第九条まで、附則第十三条、附則第十八条から附則第二十七条まで、附則第三十四條及び附則第三十七條の規定

三 附則第三十三條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年法律第十七号）第二条第一項、第三条第一項及び第二十六條の規定、附則第三十六條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十六條の規定、附則第四十八條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第八條第一項及び第二項、附則第十四條第一項及び第二項、附則第十九條第三項、附則第三十八條第一項並びに附則第四十二條第三項の規定並びに附則第五十二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条第四項、

第二十条第三項、第二十一条及び第四百三十一条の五第三項の規定

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七條の規定による被保険者の資格を有する者のうち、同年十月の標準報酬月額が九千円若しくは一万円である者又は十萬四千円である者（報酬月額が十萬七千円未満である者を除く。）については、同年十一月からその標準報酬を改定する。

2 標準報酬月額が一萬二千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、同法第四條第六項の規定にかかわらず、一萬二千円とする。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第十一条の規定は、この法律の公布の日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は同日前に船舶若しくは航空機に乗つていてその航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三月以内にその死亡が明らかとなり同日においてはまだ死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

第二十条 昭和四十四年十一月一日において現に老齡年金、通算老齡年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、附則第二十二條から附則第二十四條まで及び附則第二十七條に規定するものを除くほか、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の船員保険法第三十五条（第三十九條ノ三においてその例による場合を含む。）、第四十一条及び第五十条ノ二並びに前二條の規定により計算した額とし、その加給金の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六條第一項、第四十一条ノ二第一項及び第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十一条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）をこの法律による改正後の船員保険法第三十五條並びに附則第十八條及び附則第十九條第二項の規定に

準じて計算した額とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第三十六條第一項の規定に準じて計算した額とする。

第二十三条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十二萬四千八百円に満たないときは、これを十二萬四千八百円とし、その加給金の額をこの法律による改正後の船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

第二十四条 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第五條に規定する職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二条の規定による改正前の船員保険法第四十一条第一項の規定により計算した額と同法別表第四上欄に定める廃疾の程度に応じ次の表の中欄に定める金額とを合算した額（その額が同表の下欄に定める金額に満たないときは、同表下欄に定める金額とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

廢疾の程度	金額
一級	七八、〇〇〇円
二級	七八、〇〇〇円
三級	六二、四〇〇円
四級	六二、四〇〇円
五級	六二、四〇〇円
六級	四六、八〇〇円
七級	四六、八〇〇円

第二十五条 前条に規定する障害年金について昭和四十四年十一月一日以後その額を改定する場合におけるその額の算定に関しては、この法律による改正後の船員保険法第四十一条第一項第一号中「左に掲グル額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月數ヲ乘ジテ

得タル額ト廢疾ノ程度ニ応ジ厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第二十四條ノ表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ滿タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

第二十六条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）を九萬六千円とし、その加給金又は増額金の額をこの法律による改正後の船員保険法第五十条ノ三の規定に準じて計算した額とする。

第二十七条 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二条の規定による改正前の船員保険法第五十条ノ二第一項第二号の規定により計算した額と一萬五千六百円とを合算した額（その額が九萬六千円に満たないときは、九萬六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

2 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第二項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二条の規定による改正前の船員保険法第五十条ノ二第一項第三号の規定により計算した額と三萬一千二百円とを合算した額（その額が九萬六千円に満たないときは、九萬六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十八条 附則第二十条から附則第二十四条まで、附則第二十六条及び前条に規定する保険給付の額で昭和四十四年十月以前の月分のもの並びに船員保険の障害手当金及び脱退手当金で同

年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律の公布の日の前日において現に二以上の年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十条 昭和四十四年十月以前の月（船員保険法第二十条の規定による被保険者については、同年十二月以前の月）に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七條 昭和四十四年十一月一日前に老齡年金又は通算老齡年金の支給を受ける権利を有していない者であつて、同日において、前条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條第一項又はこの法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二の規定を適用することにより、船員保険法第三十四條の老齡年金又は同法第三十九條ノ二の通算老齡年金の支給を受ける権利を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齡年金又は通算老齡年金を支給する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九條 略

2 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が七年六月以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四條第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、船員保険法第三十九條ノ二第一項の通算老齡年金を支給する。

附則（昭和四十四年二月一〇日法律第八六号）抄

（施行期日等）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年二月一〇日法律第八八号）抄

1 この法律は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の船員保険法第三十三條ノ八ノ二（同法第三十三條ノ十六第七項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

附則（昭和四十五年四月一日法律第一三〇号）抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年五月一九日法律第七二号）抄

第一條 この法律は、昭和四十五年十一月一日から施行する。ただし、第二條並びに附則第四條及び附則第五條の規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（従前の障害年金及び遺族年金の額に関する経過措置）

第二條 昭和四十五年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、船員保険法第四十一條第一項第一号の額は、第一條の規定による改正後の同法別表第一を適用して計算した額とする。この場合において、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「四十四年改正法」という。）附則第二十四條に規定する障害年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とし、その額が当該廃疾の程度に応じた表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

廃疾の程度	金額
一級	一八九、六〇〇円
二級	一七七、六〇〇円
三級	一四八、八〇〇円
四級	一三九、二〇〇円
五級	一〇六、四〇〇円
六級	一〇六、八〇〇円
七級	九七、二〇〇円

2 昭和四十五年十一月一日において現に船員保険法第五十條第二号の規定による遺族年金を受

ける権利を有する者の当該遺族年金については、同法第五十條ノ二第二項第二号の額は、第一條の規定による改正後の同号を適用して計算した額とする。この場合において、四十四年改正法附則第二十七條第一項に規定する遺族年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とする。

3 昭和四十五年十一月一日において現に船員保険法第五十條第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、同法第五十條ノ二第一項第三号の額は、第一條の規定による改正後の同号を適用して計算した額とする。この場合において、四十四年改正法附則第二十七條第二項に規定する遺族年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とし、船員保険法第五十條ノ二第三項中「九万六千円」とあるのは、「九万七千二百円（第一項第三号括弧書き二該当スル者ニ支給スル遺族年金ニ在リテハ九万六千円）」とする。

第四條 昭和四十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは、「船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第四條第一項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」と、同条第二項中「二月一日前」とあるのは、「昭和四十四年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とあるのは、「同年十月三十一日」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄」とあるのは、「昭和四十六年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

2 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間における災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは、「船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第四條第二項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」と、同条第二項

中「三月一日前」とあるのは「昭和四十五年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とあるのは「同年十月一日前」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄」とあるのは「昭和四十六年四月一日ヨリ昭和四十七年三月三十一日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

附則（昭和四十六年三月三〇日法律第一三〇号）抄

第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月二七日法律第七二号）抄

第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第三十七條、第三百三十六條及び第六十四條第一項の改正規定、第二條中船員保険法第二十三條第一項の改正規定（同項中「祖父母」の下に「（第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス）」を加える部分に限る。）並びに同法同條第二項及び第二十七條ノ二第三項の改正規定、第四條の規定並びに第五條中船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十五号）附則第十九條第一項の改正規定は公布の日から、第二條中船員保険法第四條第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第二十九條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付（その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第十一條 昭和四十六年十一月一日において現に老齡年金、通算老齡年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条から附則第十五条までに規定するものを除くほか、その額を、それぞれ

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第二十九條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付（その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第十一條 昭和四十六年十一月一日において現に老齡年金、通算老齡年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条から附則第十五条までに規定するものを除くほか、その額を、それぞれ

れ、この法律による改正後の船員保険法第三十五條（第三十九條ノ三においてその例による場合を含む。）、第四十一條及び第五十條ノ二並びにこの法律による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十號）附則第十六條第三項及び第四項の規定により計算した額とする。

第十二條 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六號）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。

第十三條 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十號）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十三万九千二百円に満たないときは、これを十三万九千二百円とする。

第十四條 昭和四十六年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二號）附則第二條第一項後段に規定するものについては、その額が当該廃疾の程度に応じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

廃疾の程度	金額
一級	一九八、六〇〇円
二級	一八六、六〇〇円
三級	一五六、〇〇〇円
四級	一四六、四〇〇円
五級	一三五、六〇〇円
六級	一一二、二〇〇円
七級	一〇五、六〇〇円

第十五條 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八號）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者は増額金の額を除く。）を十萬五千六百円とする。

第十六條 前五條に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び船員保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十七條 この法律による改正後の船員保険法第二十三條第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

第十八條 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七條第一項又は附則第十三條第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金保険法第四十六條の三第一項又は船員保険法第三十九條ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

附則（昭和四十八年九月二二日法律第八五號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第八九號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。
（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）
 第二條 この法律による改正後の健康保険法第六十七條又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五條の規定は、第三者の行為により昭和四十八年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九〇號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二條 この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤（改正後の第二十三條ノ七第二項に規定する通勤をいう。）による疾病、負傷、障害又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

第三條 削除
附則（昭和四十八年九月二六日法律第九二號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一條及び第二條並びに次條から附則第十四條まで、附則第二十二條から附則第二十八條まで、附則第三十一條及び附則第三十五條の規定 昭和四十八年十一月一日
第七條 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四條第六項の規定にかかわらず、二万四千円とする。

第十一條 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。
附則（昭和四十九年五月三一日法律第六三號）抄
（施行期日）
 1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十二條の次に一條を加える改正規定は公布の日から、第二條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六條の次に一條を加える改正規定は同年十一月一日から、第一條中民法第八十七條第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、第三條及び附則第五項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年二月二八日法律第一一五號）抄
（施行期日等）
 第一條 この法律は、公布の日から施行し、第一條の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一（同法第二十二條の三第三項及び第二

十二條の四第三項において準用する場合を含む。）及び別表第二（同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定、第三條の規定による改正後の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第四十二條第一項（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五號）附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二號）附則第十條の規定並びに附則第九條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號）附則第十條第三項の規定は、昭和四十九年十一月一日から適用する。

第三條 適用日の属する月前の月分の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金並びに適用日現在の死亡に係る同法の規定による葬料については、なお従前の例による。
 2 適用日から施行日の前日までの間に船員保険法第五十條ノ八に規定する一時金を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第四條の規定による改正後の船員保険法（以下この項及び附則第六條において「新船員保険法」という。）の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該一時金の額 第四條の規定による改正前の船員保険法（次号及び附則第六條において「旧船員保険法」という。）の規定による額
 二 適用日の属する月から当該一時金を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる遺族年金（当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金を含む。以下この号において同じ。）の額 旧船員保険法の規定による額（これらの月分の新船員保険法の規定による遺族年金の額からこれらの月分の旧船員保険法の規定による遺族年金の額を減じた額が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額）

第四條及び第五條 削除
第六條 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧労働者災害補償保険法の規定に基

づいて支給された障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の支払は、新労災保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

2 適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金若しくは障害一時金又は昭和四十年改正法附則第四十二条第一項（昭和四十八年改正法附則第四十一条においてその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の一時金であつて、旧労災保険法の規定又は第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労災保険法の規定又は第二条の規定による改正後の昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

3 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された障害年金又は遺族年金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

4 適用日以後の死亡に係る葬祭料であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定による葬祭料の内払とみなす。

附則（昭和四十九年二月二十八日法律第一一七号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年六月一三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日

附則（昭和五一年五月二七日法律第三二号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中船員保険法別表第四及び別表第五の改正規定 公布の日
- 二 第四条中船員保険法第五十九条ノ二第二項の改正規定 昭和五十一年九月三十日

三 第一条中労働者災害補償保険法目次及び第一条の改正規定、同法第二条の次の改正規定を加える改正規定並びに同法第三章の二の改正規定、第二条中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五条第二項の改正規定並びに第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定（労働福祉事業に係る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第九条及び附則第十五条の規定、附則第二十一条中炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第十条第一項の改正規定、附則第二十四条中労働保険特別会計法第四条の改正規定並びに附則第二十九条及び附則第三十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第四及び別表第五の規定は、昭和五十一年九月一日から適用する。

（第四条の規定の施行に伴う経過措置）
第十四条 施行日の属する月前の月分の第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五一年六月五日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定及び附則第三条第二項の規定は同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置等）
第三条 この法律による改正後の船員保険法第九ノ三の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十九条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用する。

標準報酬月額が三万六千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬額は、この法律による改正後の同法第四条第七項の規定にかかわらず、三万六千円とする。

附則（昭和五一年六月五日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。）並びに次条から附則第五條まで、附則第二十四條から附則第二十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定 昭和五十一年八月一日
- 二 第五条の規定（国民年金法第十七條、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の四、第七十七條第一項第一号、第八十五條及び第九十三條の改正規定に限る。）第六條の規定、第七條の規定（前号に規定する改正規定を除く。）及び附則第六條第一項の規定 昭和五十一年九月一日

三 略

四 第十條から第十二條まで、附則第十二條から附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 略

六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一条から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（第四条の規定の施行に伴う経過措置等）
第四条 昭和五十一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（第十一條の規定の施行に伴う経過措置等）
第十五條 第十一條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ二の規定は、第十一條の規定の施行の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第十六條 第十一條の規定による改正前の船員保険法第四十條の規定は、傷病につき第十一條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による障害については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十三條第一項に規定する者は、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定の適用については、同法第三十九條ノ二第一号イに該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四條第一項に規定する者が死亡したときは、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。

（第十四條の規定の施行に伴う経過措置）
第二十二條 第十四條の規定による改正後の船員保険法第四十條第一項の規定が第十四條の規定の施行の日の一年六月前日から適用されていたとするならば、同条の規定の施行の前日に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五二年五月二七日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。

附則（昭和五二年二月一六日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則（昭和五三年五月一六日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定、公布の日

二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条及び附則第十条から附則第十二条までの規定、昭和五十三年六月一日

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十四年五月二十九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二条の二の改正規定及び附則第八条の規定、公布の日

二 第四条、第五条、附則第三条、附則第四条及び附則第九条から附則第十一条までの規定、昭和五十四年六月一日

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和五十四年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第八条 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府が昭和五十三年度の同項に規定する物価指数が昭和五十二年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年七月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十六号)附則第三項第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十条

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一条

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十九年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三条

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十条の二

附 則 (昭和五十四年六月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日の属する月の前月の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十四年六月九日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年一〇月三十一日法律第八二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五

項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九号第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七号中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第五十三條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定(厚生年金保険法附則第十六条第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。)による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第三十一條、第六十三條、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一條、第四十一條ノ二、第三十九條ノ五、第四十一條、第五十條ノ二、第五十條ノ八ノ二、第五十一條及び別表第三ノ二の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條及び附則第十七條の規定、第四条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号。以下この条において「法律第七十二号」という。)附則第十条中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える改正規定を除く。)による改正後の同法附則第十条の規定、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険交渉法第二条から第四条まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十条、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第六條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(以下「法律第八十二号」という。)附則第四条、附則第七條及び附則第八条、附則第十条、附則第十三條及び

附則第十四條の規定、第九条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。)による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五条から附則第十四條まで、附則第十八條から附則第二十三條まで、附則第二十六條から附則第三十五條まで、附則第三十九條から附則第五十條まで、附則第五十七條、附則第五十八條及び附則第六十條から附則第六十二條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 略

三 第一条の規定(厚生年金保険法附則第十六条第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第四条の規定(法律第七十二号附則第十条中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法の規定、第七條の規定(国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二号附則第二十条の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十一條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四条、附則第十五條、附則第十六條、附則第二十五條、附則第三十六條から附則第三十八條まで、附則第五十一條第三項、附則第五十二条第二項、附則第五十四條及び附則第五十五条の規定、昭和五十五年八月一日

四 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条及び第八十一条第五項第一号から第三号までの規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第

一号及び二号並びに第六十条の規定並びに附則第三条及び附則第二十四条の規定 昭和五十五年十月一日

第二十三条 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第二十四条 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の法第四十五條十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十七條の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第二十五条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第二十三條ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第二條の規定による改正後の同法第二十三條ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二號)第二條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」と、「第五十條ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二號)第二條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」とあるのは、「第二十三條」とする。

第二十六条 第二條の規定による改正後の船員保険法第三十四條第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第二十七条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第二條の規定による改正後の同法第三十四條第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十八条 第二條の規定による改正後の船員保険法第三十八條第一項又は第二項の規定による

老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第十二級」とあるのは、「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第二十九条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金に就いて同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)の支給を受けることができる者に限る。)の当該老齢年金又は障害年金については、第二條の規定による改正後の同法第三十八條第四項(第三條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。)中「加給スベキ金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給スベキ金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金に就いて同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第二條の規定による改正後の同法第三十八條第五項(第二條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができる者に限る。)

第三十一条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第二條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第二項(同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十二条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第二條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項(同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十三条 第二條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十四条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第二條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同條の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同條の通算老齢年金を支給する。

第三十五条 第二條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十六条 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第三十七条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)を受ける権利を有する者であつて、同日において第二條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができるもの当該遺族年金については、第二條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二號)第二條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十八条 第二條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前條の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八號)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三號)附則第五条において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第三十九条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第二條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項の規定による改正後の同法第三十四條第三項若しくは第四

項又は第三十九条ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第二十条の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第二十条の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第二十条の規定による改正後の同法第三十四条第三項、第三十七条、第三十九条ノ二及び第三十九条ノ四の規定並びに附則第二十七条及び附則第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項第二十七条及び附則第三十四条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第二十条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第二十七条及び附則第三十四条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第三十条の規定の施行に伴う経過措置)
第四十条 第三十条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十一条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三十条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十二条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三十条の規定による改正

前の船員保険法の一部を改正する法律附則第七十条第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三十条の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三十条の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一項及び第五項の規定並びに前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三十条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第六八条の規定の施行に伴う経過措置)
第四十八条 第六八条の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四条の規定による船員保険法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六八条の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四条第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十九条 昭和五十五年六月一日において現に第六八条の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四条第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第二十条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第六八条の規定による改正前の法律第八十二号附則第十四条第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第

二条の規定による改正後の船員保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第二十条の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第二十条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二の規定、第六八条の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四条第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第二十条の規定による改正前の船員保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)
第六十二条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下この条において「法律第五号」という。)附則第八八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の障害の状態にある者については、同法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の障害の状態にない者については、同日後、同表下欄に定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(同日以前に法律第五号による改正前の同表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)は、船員保険法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十条第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

附則(昭和五五年一月九日法律第八五号)抄

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相當の国の機関のした処分等とみなす。

附則(昭和五五年一月二日法律第一〇一号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

附則(昭和五五年一月二日法律第一〇四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中労働者災害補償保険法第十二条の五第二項にただし書を加える改正規定、第二十三条の改正規定及び附則に十条を加える改正規定(第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条第一項(障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る。)、同条第二項(障害年金差額一時金及び障害年金前払一時金に係る部分に限る。))及び第六十七条に係る部分に限る。、第三十三条の規定、第四条中船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三までの改正規定、第五十条ノ八の改正規定、附則に十三項を加える改正規定(附則第六項及び第七項(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く。))に係る部分を除

く。

く。及び別表第一ノ三の改正規定、次条第七項、第八項及び第十一項の規定、附則第三条第一項の規定、附則第四条第一項の規定、附則第八条（第一項から第四項までを除く。）の規定並びに附則第九条の規定 昭和五十六年十一月一日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第六十四条、第六十五条第一項（障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金に係る部分に限る。）及び同条第二項（障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金に係る部分に限る。）並びに第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）附則第六項及び第七項（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く。）の規定並びに次条第一項、第四項及び第九項、附則第五条並びに附則第八条第一項の規定 昭和五十五年八月一日
- 二 新労災保険法第十六条の三第四項第一号及び別表第一並びに新船員保険法第五十条ノ三ノ三及び別表第三ノ二の規定並びに次条第二項及び附則第八条第四項の規定 昭和五十五年十一月一日

（第四条の規定の施行に伴う経過措置）

第八条 新船員保険法の規定を適用しないこととした場合に昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間に船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金を支給することとなる場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、新船員保険法の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 当該一時金の額 第四条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）の規定による額（その額が新船員保険法の規定による額を下回るときは、新船員保険法の規定による額）
- 二 昭和五十五年八月から当該一時金を支給することとなる日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金又は遺族年金の額 旧船員保険法の規定による額（これらの月の分の新船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の額からこれらの月の分の旧船員保険法の規定による障害年金又は遺

族年金の額を減じた額（新船員保険法の規定を適用することとした場合に当該一時金を支給することとなるときは、新船員保険法の規定による当該一時金の額を加えた額）が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額）

2 昭和五十五年八月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による障害年金若しくは遺族年金又は同年八月一日から施行日の前日までの日に係る旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による傷病手当金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

- 3 昭和五十五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金又は船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十条ノ八の規定による一時金であったり、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。
- 4 昭和五十五年十月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。
- 5 新船員保険法附則第八項の規定は、船員保険の被保険者が職務上の事由（船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。）により負傷し又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたときにおいて障害の状態にある場合について適用する。
- 6 新船員保険法附則第九項の規定は、船員保険の被保険者又は被保険者であつた者が昭和五十六年十一月一日以後に職務上の事由により死亡した場合について適用する。
- 7 新船員保険法附則第十七項及び第十八項の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

第九条 附則第十三条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第五条の規定により行われた職務上の事由による障害年金又は遺族年金の額の改定は、新船員保険法附則第六項の規定により行われた改定とみなして、新船員保険法附則第十六項の規定を適用する。

（政令への委任）

第十六条 附則第二条から第九条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五五年二月一〇日法律第一〇八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて分娩に關し病院若しくは診療所又は助産所に収容したものに係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費の額については、なお従前の例による。

2 健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付の開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する健康保険法又は船員保険法の規定による傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前の療養に係るこの法律による改正前の健康保険法第五十九条ノ二又はこの法律による改正前の船員保険法第三十一条ノ三の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年五月二五日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第五条及び附則第六条の規定は同年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年七月二六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年八月二三日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日（国民年金法によ

る年金たる給付に係る部分にあつては、同年八月一日）から適用する。
（年金額の改定措置の特例）

第五条 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九法律第百十五号）による年金たる保険給付、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による措置は、政令で定める。
- 3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

- 一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條
- 二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條
- 三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條
- 四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給す

る年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四條五、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の一

附則（昭和五十七年八月一七日法律第八〇号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）
 第二十二條 船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者であつて第二十五條第一項各号のいづれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費若しくは高額療養費又は家族療養費若しくは家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 船員保険法第二十八條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局が施行日前にした詐欺その他不正の行為により支払われた療養の給付又は家族療養費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する船員保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）抄

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十八年二月二日法律第八〇号）抄
 （施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）
 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
 第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
 第二十三條 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局長その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局長その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四條 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年七月一三日法律第五四号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三條中船員保険法第五十九條第五項の改正規定（「加へタル率」の下に「第五十九條ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加へタル率」を加える部分に限る。）及び同法第五十九條ノ二ノ次に一條を加える改正規定並びに附則第十八條第二項及び附則第十八條の二、昭和六十年十月一日

（船員保険の被保険者期間に関する経過措置）
 第十二條 施行日前に船員保険の被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十歳以上である者であつて、施行日まで船員（第三十三條ノ三第二項各号の一に該当する場合における船員を除く。）として引き続き同一の船舶所有者に使用されているものについては、この法律による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）第三十三條ノ三第二項の規定にかかわらず、当該被保険者の資格を取得した日の属する月以後の被保険者であつた期間は、新船員保険法第三十三條ノ三第二項に規定する被保険者であつた期間に算入するものとする。

（船員保険の被保険者期間に関する経過措置）
 第十二條 施行日前に船員保険の被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十歳以上である者であつて、施行日まで船員（第三十三條ノ三第二項各号の一に該当する場合における船員を除く。）として引き続き同一の船舶所有者に使用されているものについては、この法律による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）第三十三條ノ三第二項の規定にかかわらず、当該被保険者の資格を取得した日の属する月以後の被保険者であつた期間は、新船員保険法第三十三條ノ三第二項に規定する被保険者であつた期間に算入するものとする。

第十三條 施行日前の被保険者であつた期間は、新船員保険法第三十三條ノ三第二項の規定にかかわらず、同項に規定する算定基礎期間に算入しない。ただし、施行日において現に被保険者である者の当該被保険者となつた日の属する月以後の被保険者であつた期間及び同法第三十三條ノ三第一項に規定する受給要件たる被保険者であつた期間に算入される被保険者であつた期間については、この限りでない。

第十四條 新船員保険法第三十三條ノ九第三項の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

第十五條 失業保険金の支給を受けるべき資格に係る離職の日が施行日前である失業保険金の支給を受けるべき者（以下「旧受給資格者」という。）に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間及び日数並びに所定給付日数については、なお従前の例による。

第十六條 旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定による

り従前の例によることとされた当該受給資格に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間を新船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間とみなして、新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二の規定を適用する。

（失業保険金の給付制限に関する経過措置）
 第十七條 施行日前の離職に係る船員保険法第五十二條ノ三第一項の規定による給付制限については、なお従前の例による。

（船員保険の保険料に関する経過措置）
 第十八條 昭和五十九年七月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 特別失業保険料率は、昭和六十年十月以後の月分から適用する。

第十八條の二 昭和六十年十月一日から昭和六十年九月三十日までの間において適用される特別失業保険料率に関する第三條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ三の規定の適用については、同条中「前年七月一日ヨリ其ノ年ノ六月三十日」とあるのは、「昭和五十九年八月一日ヨリ昭和六十年六月三十日」とする。

附則（昭和五十九年八月一四日法律第七七号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三條第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、第二条中船員保険法第四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第五十九條ノ二の改正規定、同法第六十條の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法附則第十二項及び第十三項の改正規定、同法附則第十八項から第二十項までの改正規定並びに附則第九條から第十二條までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二條を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十六條中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二條の改正規定、附則第四十八條中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二号）附則第七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五十條中私立学校教

り従前の例によることとされた当該受給資格に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間を新船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間とみなして、新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二の規定を適用する。

り従前の例によることとされた当該受給資格に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間を新船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間とみなして、新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二の規定を適用する。

（失業保険金の給付制限に関する経過措置）
 第十七條 施行日前の離職に係る船員保険法第五十二條ノ三第一項の規定による給付制限については、なお従前の例による。

（船員保険の保険料に関する経過措置）
 第十八條 昭和五十九年七月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 特別失業保険料率は、昭和六十年十月以後の月分から適用する。

第十八條の二 昭和六十年十月一日から昭和六十年九月三十日までの間において適用される特別失業保険料率に関する第三條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ三の規定の適用については、同条中「前年七月一日ヨリ其ノ年ノ六月三十日」とあるのは、「昭和五十九年八月一日ヨリ昭和六十年六月三十日」とする。

附則（昭和五十九年八月一四日法律第七七号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三條第一項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）、第二条中船員保険法第四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第五十九條ノ二の改正規定、同法第六十條の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る。）、同法附則第十二項及び第十三項の改正規定、同法附則第十八項から第二十項までの改正規定並びに附則第九條から第十二條までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二條を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十六條中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二條の改正規定、附則第四十八條中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二号）附則第七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五十條中私立学校教

り従前の例によることとされた当該受給資格に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間を新船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間とみなして、新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二の規定を適用する。

職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条第一項の改正規定及び同項の表の改正規定（第二百六条の五第二項の項に係る部分を除く。）は昭和六十年四月一日から、第二条中船員保険法第五十九条ノ三の改正規定は同年十月一日から、第一条中健康保険法第十三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は昭和六十一年四月一日から、第一条中健康保険法第四十三条ノ十四第一項の改正規定及び第四十四条ノ二の前に一条を加える改正規定（同法第四十四条第十一項に係る部分に限る。）、第三条中国民健康保険法第五十条第一項の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同条第九項に係る部分に限る。）及び同法第五章中第八十一条の次に二節を加える改正規定（第八十一条の九から第八十一条の十二までに係る部分に限る。）並びに附則第六十一条（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条の改正規定に限る。）の規定は公布の日から施行する。

第九條 船員保険法の一部改正に伴う経過措置

第九條 昭和五十九年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続きこの法律による改正前の船員保険法（以下「旧船保法」という。）第十七条の規定による被保険者の資格を有する者のうち、同年九月の標準報酬月額が六万四千円以下である者又は四十四万円である者（報酬月額が四十五万五千円未満である者を除く。）については、同年十月からその標準報酬を改定する。

第十條 船員保険法第十六条第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。

二 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第十六条第一項中「等級区分」とあるのは「等級区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十條第一項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）」と、同法第二十一条第一項中「五百四十万円を」とあるのは「五百四十万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定により等級区分の改定が行わ

れたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。
 三 厚生労働大臣は、前二項の規定による政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保険審議会の意見を聴くものとする。

第十一條 昭和五十九年十月一日から昭和六十年九月三十日までの間の被保険者であつた期間を有する者の平均標準報酬月額又は最終標準報酬月額を計算する場合における当該被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額については、この法律による改正後の船員保険法（以下「新船保法」という。）第四条第一項の規定を適用せず、旧船保法第四条第一項の規定の例による。

第十二條 標準報酬月額が六万八千円未満である国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十条の規定による被保険者の昭和六十年十月から昭和六十一年三月までの標準報酬月額額は、旧船員保険法第四條第七項の規定にかかわらず、六万八千円とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中厚生年金保険法第四十七条第二項の改正規定、第三条中厚生年金保険法第五條の改正規定及び第四条中船員保険法第四十条の改正規定並びに附則第四十条、第九十一条及び第一百八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十九條、第一百零四條、第一百零六條及び第一百三二條（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十條第四項を削る改正規定を除く。）の規定 昭和六十年十月一日

第五條 この条から附則第三十八條の二まで、附則第四十一条から第九十條まで及び附則第九十

二条から第九十條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新国民年金法 第一条の規定による改正後の国民年金法をいう。
- 二 旧国民年金法 第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。
- 三 新厚生年金保険法 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 四 旧厚生年金保険法 第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 五 新船員保険法 第五条の規定による改正後の船員保険法をいう。
- 六 旧船員保険法 第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。
- 七 旧通則法 附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法をいう。
- 八 旧交渉法 附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険法及び船員保険交渉法をいう。
- 九 保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ国民年金法第五條第一項、同條第二項、同條第八項、同條第九項、同法第七條第一項第一号、同項第二号又は同法附則第九條第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。
- 十 第一種被保険者 男子である厚生年金保険法による被保険者（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。
- 十一 第二種被保険者 女子である厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。
- 十二 第三種被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場で使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）又は船員法

（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

- 十三 第四種被保険者 附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定によつて厚生年金保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三條第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。
- 十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四條第一項の規定によつて厚生年金保険法による被保険者となつた者をいう。
- 十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。
- 十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。
- 十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。
- 十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金 それぞれ厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。
- 十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年

一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

（国民年金の被保険者期間等の特例）

第八条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条、附則第三十二條第六項、第七十八條第七項及び第八十七條第八項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第一号被保険者として、国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七條において「旧保険料納付済期間」という。）は、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間と、旧国民年金法第五條第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七條において「旧保険料免除期間」という。）は、保険料免除期間と、旧国民年金法第八十七條の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは、国民年金法第八十七條の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

（旧船員保険法による給付）

第八十六條 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八條第一項第四号の規定、同法附則第八條及び第二十八條の三並びに平成六年改正法附則第十五條の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号。以下「改正前の法律第百

五号」という。）中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつたこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九條ノ二の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 施行日の前日において旧船員保険法第五十條第一項（第三号を除く。）の規定による遺族年金の受給権を有する者が当該死亡した者の配偶者であつた者である場合であつて、同日において当該遺族年金につき同法第二十三條ノ二の規定に基づく後順位者たる子があるときは、同日において同法第五十條第一項（第三号を除く。）の規定に該当するものとみなして、その子に、施行日の属する月の翌月から同条の遺族年金を支給する。

5 前項の規定により子に支給される遺族年金は、配偶者が同項に規定する遺族年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する当該遺族年金が次条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第五十條ノ五第一項の規定により、その支給を停止されている間は、この限りでない。

6 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた期間が三年以上であるもの（附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金を受けることができるものを除く。）については、旧船員保険法中同法による脱退手当金の支給要件、額及び失権に関する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、

て、老齢厚生年金又は障害厚生年金は、それぞれ旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金又は障害年金とみなすものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七條 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五條第一項及び第三項、附則第五十六條第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九條第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付及び脱退手当金は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六條第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員 保険法 第三十 五條第 一號	四十九 万二千 円	七十三万二千七百二十円ニ 国民年金法第二十七條ニ規 定スル改定率（以下改定率 ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円二切上グルモ ノトス）
--------------------------------	-----------------	--

旧船員 保険法 第三十 五條第 二號	三万二 千八百 円	四万八千八百四十八円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額（其 ノ額ニ五十銭未満ノ端數アル トキハ之ヲ切捨テ五十銭 以上一円未満ノ端數アルト キハ之ヲ一円二切上グルモ ノトス）
旧船員 保険法 第三十 五條第 三號	三十六 万九千 円ヲ	五十四万九千五百四十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円二切上グルモ ノトス）ヲ
旧船員 保険法 第三十 五條第 四號	三十六 万九千 円トス	当該額トス
旧船員 保険法 第三十 五條第 五號	七十五 分ノ一	千五百分ノ十九
旧船員 保険法 第三十 五條第 六號	十八万 円	二十二万四千七百円ニ改定 率（国民年金法第二十七條 の三及第二十七條の五ノ規 定ノ適用ナカリシモノトシ テ改定シタル改定率トス）以 下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗 ジテ得タル額（其ノ額ニ五 十円未満ノ端數アルトキハ 之ヲ切捨テ五十円以上十円 未満ノ端數アルトキハ之ヲ 百円ニ切上グルモノトス）
旧船員 保険法 第三十 五條第 七號	六万円	二十二万四千七百円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ 額ニ五十円未満ノ端數アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十円未満ノ端數アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上グルモノ トス）
旧船員 保険法 第三十 五條第 八號	十二万 円	四十四万九千四百円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ 額ニ五十円未満ノ端數アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十円未満ノ端數アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上グルモノ トス）

旧船員 保険法 第四十 一条第 一項第 一號口	二十四 万六千 円	三十四 万六千 三百六十 円ニ改 定率ヲ 乗ジテ 得タル 額(其ノ 額ニ五 十円未 満ノ端 数アル トキハ 之ヲ切 捨テ五 十円以 上十百 円未満 ノ端数 アルト キハ之 ヲ十百 円ニ切 上グル モノト ス)	二万四 千円	七万四千九百円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ 五十円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円以上百 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ百円ニ切上グルモノト ス)
旧船員 保険法 第四十 一条第 一項第 一號口	百分ノ 百二十	七十八万九百円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ 五十円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円以上百 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ百円ニ切上グルモノト ス)ニ	五十万 千六百 円	当該額トス
旧船員 保険法 第四十 一条第 一項第 一號口	六万 円	二十二万四千七百円ニ改定 率(国民年金法第二十七条 の三及第二十七条の五ノ規 定ノ適用ナカリシモノトシ テ改定シタル改定率トス以 下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗 ジテ得タル額(其ノ額ニ五 十円未満ノ端数アルトキハ 之ヲ切捨テ五十円以上百円 未満ノ端数アルトキハ之ヲ 百円ニ切上グルモノトス)	十八万 円	二十二万四千七百円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ 額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上百円未満ノ端数アルトキ

旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	六万 千五百 円	七万四千九百円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ 五十円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円以上百 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ百円ニ切上グルモノト ス)	十二万 円	四十四万九千四百円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ 額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上百円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上グルモノ トス)
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	百分ノ 三十	二百分ノ五十七	十八万 三千百 八十円 ニ改定 率ヲ乗 ジテ得 タル額 (其ノ 額ニ五 十円未 満ノ端 数アル トキハ 之ヲ切 捨テ五 十円以 上十百 円未満 ノ端数 アルト キハ之 ヲ十百 円ニ切 上グル モノト ス)	十八万三千百八十円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ 額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノト ス)
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	百分ノ 六十	百分ノ五十七	十二万 三千円	十八万三千百八十円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ 額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノト ス)

旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	十二万 円	十四万九千七百円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の 三及第二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノトシテ 改定シタル改定率トス以下 此ノ号ニ於テ同ジ)ヲ乗ジ テ得タル額(其ノ額ニ五十 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ百 円ニ切上グルモノトス)	十二万 円	十四万九千七百円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の 三及第二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノトシテ 改定シタル改定率トス以下 此ノ号ニ於テ同ジ)ヲ乗ジ テ得タル額(其ノ額ニ五十 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ百 円ニ切上グルモノトス)
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	二十一 万円	二十六万二千七百円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 ニ五十円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 百円未満ノ端数アルトキハ 之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)	十二万 円	十四万九千七百円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 ニ五十円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 百円未満ノ端数アルトキハ 之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	六十 万円	三十四万六千三百六十円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額(其 ノ額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノトス)	十二万 円	十四万九千七百円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の 三及第二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノトシテ 改定シタル改定率トス以下 此ノ号ニ於テ同ジ)ヲ乗ジ テ得タル額(其ノ額ニ五十 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ百 円ニ切上グルモノトス)

旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	六〇、 〇〇〇 円	三十四万六千三百六十円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額(其 ノ額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノトス)	〇・九 月分	一・二 月分
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	〇〇〇 円	三十四万六千三百六十円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額(其 ノ額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノトス)	〇・九 月分	一・二 月分
旧船員 保険法 第五十 一条第 一項第 二號口	〇〇〇 円	三十四万六千三百六十円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額(其 ノ額ニ五十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五十円以 上十百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 十百円ニ切上グルモノトス)	〇・九 月分	一・二 月分

改正前の法律第五号附則第十六条第四項第一号	二十千五百	改正前の法律第五号附則第十六条第三項	二十千五百	旧交渉法第二十六條	五十万六千六百円に	二・二 月分 二・七 月分	キハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)
	三千五百三十三円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)		三千五百三十三円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)		七十八万九千九百円に国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)		

改正前の法律第九十号附則第八條第四項	五十万六千六百	改正前の法律第九十号附則第八條第四項	五十万六千六百	附則第九十條の規定による	九万八千四百	政令で定める額(その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)
	七十八万九千九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)		七十八万九千九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)			

改正前の法律第九十号附則第八條第四項	五十万六千六百	改正前の法律第九十号附則第八條第四項	五十万六千六百	附則第九十條の規定による	九万八千四百	政令で定める額(その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)
	七十八万九千九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)		七十八万九千九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)			

て、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上ノ子又ハ孫」とあるのは「子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同項第三号中「十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同法第三十六条第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と、同法第四十一条ノ「十八歳ニ達スル日以後ニ當該配偶者又ハ當該子ヲ有スルニ至リタルニ因リ當該金額ヲ加給スルコトヲ為リタルトキハ當該配偶者又ハ當該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ障害年金ノ額ヲ改定ス」と、「障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル當時ヨリ引続キ別表第四下欄」とあるのは「別表第四下欄」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と読み替へるものとする。

7 附則第七十八條第六項の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び同法第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日(その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。)において、国民年金の被保険者であつた者(当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む)、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者(旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた者又は共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)であつた者は、厚生年金保険法第五十二条第一項及び第四項並びに第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であつたものとみなす。

9 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八條第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第五条の規定による改正前の船員保険法による障害年金を受ける」と読み替へるものとする。

10 厚生年金保険法第七十八條の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九條の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

12 旧船員保険法第五十条第一項各号(第三号を除く。)の規定による遺族年金については、第一項の規定にかかわらず、同法第五十条ノ四後段の規定は適用しない。

13 旧船員保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの並びに旧船員保険法による脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例によるものとし、当該年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

14 第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定

する同法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金若しくは職務外の事由による障害手当金を受け権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

15 旧船員保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による傷害について第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による障害年金を受け得る場合又は旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることのできた場合（第十一項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることのできた場合）（第十一項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることのできた場合）（第十一項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることのできた場合）

第八十七条の二 前条第一項に規定する者であつて、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間（他の法令の規定により旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間とみなされた厚生年金保険の被保険者であつた期間（以下この条において「船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間」という。）に限る。）を有するものに支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を計算する場合においては、前条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条第二号（旧船員保険法第三十九条の三においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

- 一 平均標準報酬月額（旧船員保険法第三十五条第二号に規定する平均標準報酬月額をいう。）の千五百分の十九に相当する額に平成十五年四月一日前の旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間及び船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額
- 二 平均標準報酬額の千九百五十分の十九に相当する額に平成十五年四月一日以後の船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）

第八十八条 船員保険の管掌者たる政府は、前条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金並びに同条第十一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金を要する費用並びに附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間を計算の基礎とする年金たる保険給付に要する費用（当該期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところにより算出した額を負担するものとする。

第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用（船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額を除く。）については、政令で定めるところにより、労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する。

- 一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号口の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分
- 二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

第九十一条 初診日が附則第一号第一号（第四条中船員保険法第四十条の改正規定に係る部分に限る。）に規定する政令で定める日以前にある傷病による障害に係る第四条の規定による改正後の船員保険法第四十条第三項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険の職務上の事由による年金たる保険給付に関する経過措置）

第九十二条 新船員保険法第四十二条及び第四十二条ノ二の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十条第一項の規定による障害年金（政令で定める部分に限る。）は、新船員保険法第四十条第一項の規定による障害年金とみなす。

第九十三条 新船員保険法第五十条ノ七の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、職務上の事由による遺族年金（同法第五十条第一項第二号に該当した場合に支給されるものを含む、政令で定める部分に限る。）は、新船員保険法による遺族年金とみなす。

- （罰則に関する経過措置）
- 第九十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （その他の経過措置の政令への委任）
- 第九十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
- 附則（昭和六〇年六月一日法律第五十七号）抄
- 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- （施行期日）
- （船員保険法の一部改正に伴う経過措置）
- 第九十六条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。
- 2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

- （施行期日）
- 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 附則（昭和六三年五月六日法律第二六六号）抄
- （施行期日等）
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条中国国民年金法第十八条の改正規定、第二条厚生年金保険法第三十六条の改正規定、第四条中国国民年金法等の一部を改正する

法律附則第三十二条第四項の改正規定、同法附則第三十二条の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八条第四項及び第八十七条第五項の改正規定並びに第五条の規定 平成二年二月一日

三 略

四 第一条中国民法目次の改正規定、同法第七條から第九條まで、第四十五條、第九十五條の二及び第一百一十一條の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五條の前に款名を付する改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十八條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第十九條の改正規定、同條の次に四條及び款名を加える改正規定、同法第二百二十條、第二百二十二條、第二百二十四條及び第二百二十五條の改正規定、同法第二百六條の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第二百二十七條の改正規定、同條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十九條から第三十一條までの改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三十二條及び第三十三條の改正規定、同條の次に款名を付する改正規定、同法第三十四條の改正規定、同法第三十六條及び第三十七條の改正規定、同法第三十八條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第三十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四十條から第四十二條までの改正規定、同法第四十條第三節同條の次に一條を加える改正規定、「第五節 罰則」を「第四節 罰則」に改める改正規定、同法第四十三條及び第四十五條から第四十八條までの改正規定並びに同法附則第五條、第六條及び第八條の改正規定並びに第四條中国民法法等の一部を改正する法律附則第四條、第五條第九號、第三十二條第七項及び第三十四條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第十六條の規定、附則第十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十八條の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十九條及び第二

十條の規定、附則第二十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十二條の規定 平成三年四月一日
次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

2

一 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第六條の二、第二十七條、第三十三條、第三十三條の二、第三十八條、第三十九條及び第三十九條の二の規定、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第三十四條、第四十四條、第五十條、第五十條の二、第六十二條及び附則第九條の規定、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第五條第十七號から第十九號まで、附則第八條第一項、第三項及び第四項、附則第十七條、附則第十八條から第十五條まで、附則第十七條、附則第三十二條第二項、第三項及び第五項、附則第三十三條、附則第三十四條第一項、附則第四十八條第一項、附則第五十三條、附則第五十六條、附則第五十九條、附則第六十條、附則第六十一條、附則第六十三條、附則第六十七條、附則第七十四條、附則第七十七條、附則第七十八條第二項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六條の七の項から旧厚生年金保険法第四十六條の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九條の第三項の項に係る部分を除く。）及び第三項、附則第七十九條、附則第八十四條、附則第八十六條、附則第八十七條第三項（同項の表旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九條ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六條第一項及び第十九條の三及び第二項の項に係る部分を除く。）及び第四項並びに附則第九十七條の規定、第六條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第七條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十六條、第十八條（第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六條の三の規定並びに附則第七條の規定 平成元年四月一日

二 改正後の厚生年金保険法第二十條及び附則第十一條の規定、第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八條第二項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六條第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六條の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九條の三第一項の項に係る部分に限る。）附則第八十七條第三項（同項の表旧船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九條ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六條第一項及び第十九條の三第二項の項に係る部分に限る。）の規定並びに附則第九條第一項及び第二項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日
（その他の経過措置の政令への委任）
第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二年六月二日法律第四〇号）抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定並びに次条、附則第七條、第十一條、第十二條、第十四條及び第十六條の規定 平成二年八月一日
二 第二条の規定並びに附則第三條から第五條まで、第八條から第十條まで、第十三條及び第十五條の規定 平成二年十月一日

附則（平成三年五月二日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（政令への委任）
第七条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三年一〇月四日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行期日）

一 略
二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六條に一項を加える改正規定、同法第七條の改正規定（二及び第四十六條の八第六項）を、「第四十六條の五の二第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十七條の三の次に一條を加える改正規定、同法第二十條、第三十三條及び第三十四條の改正規定、同法第三章第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二中第四十六條の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六條の十七の改正規定、同法第三章の次に一節を加える改正規定、同法第四十七條の改正規定、同法第四十八條の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一條第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの）病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）」として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。））について受ける第十七條第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）、を加える部分のうち「（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）」に係る部分（附則第七條において「老健法第四十八條改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「及び第四十六條の二第九項」を、「第四十六條の二第九項及び第四十六條の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六條の二第十項」の下に「（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第五十二條の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。

）

る。)並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定(健康保険法附則一条を加える改正規定を除く)、第四条の規定(船員保険法附則二項を加える改正規定を除く。)並びに第五条の規定(国民健康保険法附則一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第十六条の規定(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。)、附則第十七条の規定(地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十九条及び第二十条の規定、平成四年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成四年三月三十一日法律第七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項(「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。)、及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。)、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

第七条 平成四年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が七万六千円以下である者については、同年十月からその標準報酬を改定する。

第八条 第二条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、分べんの日が施行

日以後である被保険者及び被保険者であった者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

附則 (平成五年一月二日法律第八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年六月二九日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定(同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。)、並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七條ノ二の改正規定、同法第五十九條ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定、平成七年四月一日

第十条 平成六年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険

者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が八万六千円以下である者については、同年十月からその標準報酬を改定する。

第十一条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る船員保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第十二条 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第二条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船保法」という。)、第二十八条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であった者(厚生大臣の定める状態にある者に限る。)、が、新船保法第二十八条第三項に規定する給付対象傷病に關して、附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を新船保法第二十九条ノ二に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

第十四条 施行日前に入院していた船員保険の被保険者又は被保険者であった者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第十五条 新船保法第三十二条及び第三十三条の規定は、分べんの日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者のこの法律による改正前の船員保険法の分娩費、育児手当金、配偶者分娩費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、

この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年六月二九日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の改正規定(「第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。」を削る部分を除く。)、及び同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中船員保険法第三十三条ノ九及び第三十三条ノ十五ノ二の改正規定並びに附則第十二條、第十八條及び第十九條の規定、この法律の公布の日
- (失業保険金の減額に関する経過措置)
- 第十八条 第三条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)、第三十三条ノ九第四項の規定は、附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合について適用する。
- (船員保険の再就職手当の支給に関する経過措置)
- 第十九条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に安定した職業に就いた者についての船員保険法の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。
- (高齢求職者給付金の額に関する経過措置)
- 第二十条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者(以下「旧高齢受給資格者」という。)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、

に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

〔六十歳の定年等により退職した者に関する経過措置〕

第二十一条 第三条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ十六ノ四の規定により失業保険金の支給を受ける旧高齢受給資格者に係る求職者等給付の支給については、なお従前の例による。

(高齢雇用継続給付に関する経過措置)
第二十二條 施行日前に五十五歳に達した被保険者に対する新船員保険法第三十四條の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が五十五歳ニ達シタル日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が五十五歳ニ達シタル日又ハ当該支給対象月ニ於テ其ノ日ニ応当スル日(其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)」とあるのは「当該支給対象月ノ初日」と、同条第二項中「被保険者が五十五歳ニ達シタル日ノ属スル月ヨリ」とあるのは「平成七年四月ヨリ被保険者が」とする。

2 新船員保険法第三十五條の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者について適用する。ただし、施行日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの(当該職業に就いた日の前日において新船員保険法第三十五條第一項に規定する失業保険金の支給を受けることができる資格を有する者であつて、当該職業に就いた日において五十五歳に達しているものに限る。)については、施行日に安定した職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額」とあるのは「当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、平成七年四月一日ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ト看做シテ第三十三條ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)」と、同条第二項中「就職日ノ属スル月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日ノ翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二十二條第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル新船員保険法第三十五條第一項」

と、「次条第一項ノ給付基礎日額」とあるのは「看做給付基礎日額」とする。
第二十三條 新船員保険法第三十六條第一項に規定する育児休業基本給付金及び新船員保険法第三十七條第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新船員保険法第三十六條第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。
(求職者等給付の給付制限に関する経過措置)
第二十四條 施行日前に地方運輸局長又は公共職業安定所の長の指示した職業の補導については、新船員保険法第五十二條ノ三第一項ただし書の規定は、適用しない。
(船員保険の国庫負担に関する経過措置)
第二十五條 新船員保険法第五十八條第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

と、「次条第一項ノ給付基礎日額」とあるのは「看做給付基礎日額」とする。

(船員保険の育児休業給付に関する経過措置)
第二十三條 新船員保険法第三十六條第一項に規定する育児休業基本給付金及び新船員保険法第三十七條第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新船員保険法第三十六條第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

(求職者等給付の給付制限に関する経過措置)
第二十四條 施行日前に地方運輸局長又は公共職業安定所の長の指示した職業の補導については、新船員保険法第五十二條ノ三第一項ただし書の規定は、適用しない。
(船員保険の国庫負担に関する経過措置)
第二十五條 新船員保険法第五十八條第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年一月九日法律第九五号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中国民法第三十三條の二第一項の改正規定(十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子)を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める部分に限る。
同条第三項、同法第三十七條の二第一項、第三十九條第三項、第四十條第三項及び第八十七條第四項並びに同法附則第五條第九項、第九條第一項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第九條の三の次に一條を加える改正規定、第三條の規定(厚生年金保険法第一百三十六條の三の改正規定、同法附則第十一条の次に一條を加える改正規定(同法附則第十三條の五に係る部分に限る。))及び同法附則第十三條の二の次に一條を加える改正規定を

除く。)、第五條の規定、第七條の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定(「第百三十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える部分に限る。)、第九條の規定、第十一條の規定(国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二條の次に見出し及び二條を加える改正規定を除く。)、第十二條の規定並びに第十七條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定並びに附則第七條から第十一條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十四條まで、第二十七條から第三十四條まで、第三十六條第二項、第四十條及び第四十五條から第四十八條までの規定並びに附則第五十一條中所得税法第七十四條第二項の改正規定、平成七年四月一日
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成七年三月一七日法律第二十七号)抄
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。
(施行期日)
附則 (平成七年三月二三日法律第三五号)抄
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中労働者災害補償保険法第二十三條第一項、第五十一條、第五十三條及び別表第三の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条、附則第五條第二項及び第六條の規定、平成七年八月一日
(第三条の規定の施行に伴う経過措置)
第五條 第三条の規定による改正後の船員保険法第四十六條の規定の適用については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十條第一項及び第二項の規定による職務上の事由による障害年金は、第三條の規定による改

正後の船員保険法第四十條第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。
2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六條 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第五十條第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

附則 (平成七年六月九日法律第一〇七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三條、第五條、第七條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年三月三一日法律第一八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成九年五月九日法律第四八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第七十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

正後の船員保険法第四十條第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。
2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

正後の船員保険法第四十條第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。
2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六條 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第五十條第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

附則 (平成七年六月九日法律第一〇七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三條、第五條、第七條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年三月三一日法律第一八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成九年五月九日法律第四八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第七十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

正後の船員保険法第四十條第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。
2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなされ、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十四条第二項、第十三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年二月二日法律第二二五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 略
二 船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号ハ
（罰則の適用に関する経過措置）
第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国国民年金法第二百二十八条第四項及び第二百三十七条第十五項の改正規定、第二条（厚生年金保険法第八十一条の二第二項の改正規定（「第百三十九条第五項又は第六項」を「第百三十九条第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第四項、第二百二十条の四、第三百三十九条第四項及び第三百三十九条の二の改正規定、同法第三百三十六条の三の改正規定及び同条を第三百三十六条の四とする改正規定、同法第三百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第四百十条第八項の改正規定（「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第四百四十一条、第四百五十九条第五項、第四百五十九条の二、第四百六十四条第三項及び第四百七十六条の改正規定に限る。）並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第

三十八条の規定 公布の日から起算して三月以内の政令で定める日
二 略
三 第二条、第五条、第八条、第十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定（「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める部分に限る。）、第十四条、第十六条、第十九条及び第二十三条並びに附則第十四条から第十八条まで及び第二十九条から第三十一条までの規定 平成十四年四月一日

四 第六条（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一条から第十三条の三までの改正規定並びに同法附則第十三条の六の改正規定を除く。）、第九十二条、第十二条、第十五条、第十七条、第二十条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十五条第六項の改正規定、第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項及び第二項の改正規定並びに第二十五条並びに附則第十九条から第二十八条まで、第三十五条及び第三十六条の規定 平成十五年四月一日

（罰則に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月二日法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第一条中雇用保険法第六十一条の四第四項、第六十一条の五第二項及び第六十一条の七第四項の改正規定 第三条中船員保険法第三十六条第四項、第三十七条第二項及び第三十八条第四項の改正規定並びに附則第七條、第八條、第十四條及び第十五條の規定、附則第二十三条中国国家公務員共済組合法（昭和三十

三十八条の規定 公布の日から起算して三月以内の政令で定める日
二 略
三 第二条、第五条、第八条、第十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定（「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める部分に限る。）、第十四条、第十六条、第十九条及び第二十三条並びに附則第十四条から第十八条まで及び第二十九条から第三十一条までの規定 平成十四年四月一日

四 第六条（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一条から第十三条の三までの改正規定並びに同法附則第十三条の六の改正規定を除く。）、第九十二条、第十二条、第十五条、第十七条、第二十条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十五条第六項の改正規定、第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項及び第二項の改正規定並びに第二十五条並びに附則第十九条から第二十八条まで、第三十五条及び第三十六条の規定 平成十五年四月一日

（罰則に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月二日法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十三年法律第二百二十八号)第六十八條の二及び第六十八條の三第一項の改正規定、附則第二十四條の規定、附則第二十八條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)第七十條の二及び第七十條の三第一項の改正規定並びに附則第二十九條の規定、平成十三年一月一日

(失業保険金の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)

第十一條 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者(以下「旧船保受給資格者」という。)に係る船員保険法第三十三條ノ十の規定による期間及び日数並びに同法第三十三條ノ十二第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

(失業保険金の支給の延長に関する経過措置)

第十二條 旧船保受給資格者に係る第三條の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第三十三條ノ十二ノ二及び第三十三條ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給並びに旧船員保険法第三十三條ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、なお従前の例による。

(船員保険の再就職手当の額に関する経過措置)

第十三條 旧船保受給資格者に係る船員保険法第三十三條ノ十五ノ二第三項の規定による再就職手当の額については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十四條 船員保険法第三十六條第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の育児休業基本給付金の額については、なお従前の例による。

2 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十七條第二項に規定する休業をした期間内に同一項に規定する支給単位期間(以下この項において単に「支給単位期間」という。)であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものがある場合における同条第一項の育児休業者職場復帰給付金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その初日が同月一日前である支給単位期間の數に当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時給付基礎日額に三十を乗じて得た額(以下この項において「休業開始時月額」という。)の百

分の五に相当する額を乗じて得た額に、その初日が同月一日以後である支給単位期間の數に休業開始時月額額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

第十五條 船員保険法第三十八條第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の介護休業給付金の額については、なお従前の例による。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第十六條 平成十二年度以前の年度に係る船員保険の国庫の負担額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二二年二月六日法律第一〇四号)抄

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一号中健康保険法第五十八條に三項を加える改正規定、同法第六十九條の三十一の改正規定及び同法附則第十二條の改正規定、第四号中船員保険法第三十條ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九條中国家公務員共済組合法第六十六條の改正規定及び同法第七十四條第二項の改正規定、附則第二十一條中地方公務員等共済組合法第六十八條の改正規定及び同法第七十六條第二項の改正規定並びに附則第二十三條中私立学校教職員共済法第二十五條の改正規定、平成十三年四月一日

二 第四号中船員保険法第四條第六項の改正規定、平成十五年四月一日

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 平成十三年一月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬を改定する。

第十一條 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二條 平成十三年一月一日前に第四條の規定による改正前の船員保険法第六十條ノ二の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、第四條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ四の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る船員保険の保険料について、同条の規定を適用する。

第十三條 社会保険庁長官は、船員保険法第五十九條ノ二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における船員保険を管掌する政府の介護保険料額の総額の合計額と政府が介護保険法の規定により納付すべき納付金の額の合計額とが等しくなるように介護保険料率を定めることができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九條 附則第四條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二二年二月六日法律第一〇四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一三年四月二五日法律第三五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則(平成一三年七月四日法律第一〇一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十四條 前条の規定による改正後の健康保険法第五十八條第四項及び船員保険法第三十條ノ二第五項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

附則(平成一四年五月三一日法律第五四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九條 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年八月二日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三條中老人保健法第七十九條の二の次に一條を加える改正規定は公布の日から、第二條、第五條及び第八條並びに附則第六條から第八條まで、第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第四十九條第三項、第五十一條、第五十二條第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一條の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第五十二号)第十五條の規定の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅い日から施行する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の船員保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十二条 第七条の規定による改正後の船員保険法第三十三条の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第七条の規定による改正前の同法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第三十三条 第八条の規定の施行の日前に船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を取得した者のその被保険者の資格の喪失については、第八条の規定による改正後の同法第十九条ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十四条 平成十五年四月一日前の各月の船員保険の標準報酬については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年一二月一三日法律第一五二号)抄
第一号(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則(平成一五年四月三〇日法律第三一号)抄
第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(新船員保険法第二十五条ノ三の規定による徴収金に関する経過措置)
第十六条 第三条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第二十五条ノ三第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者に

対する保険給付を受けた者と連帯して同条第一項の徴収金を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。
第十七条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者(以下「旧船員保険法第三十三条ノ二第一項に規定する所定給付日数」という。)については、なお従前の例による。

第十八条 新船員保険法第三十三条ノ二の二の規定は、施行日以後に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する第三条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第三十三条ノ二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

第十九条 旧船保受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、前条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新船員保険法第三十三条ノ二第一項に規定する所定給付日数とみなして、新船員保険法第三十三条ノ二の二の規定を適用する。

第二十条 旧船員保険法第三十三条ノ二の規定により支給を受けた再就職手当は、新船員保険法第三十三条ノ二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

第四 施行日前に安定した職業に就くことにより旧船員保険法第三十三条ノ二第一項の規定

による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新船員保険法第三十三条ノ二第二項第二号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたものとみなして、新船員保険法第三十三条ノ二の三の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当(前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)以下本条ニ於テ改正法ト称ス」第三号ノ規定ニ依ル改正前ノ前条ノ規定ニ依ル再就職手当(以下本条ニ於テ単ニ再就職手当ト称ス)と、

「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第三条ノ規定ニ依ル改正前ノ前条第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者トハ再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、同条第三項中「第三十三号ノ三第一項」とあるのは「改正法附則第十八条第四項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第三十三号ノ三第一項」とする。

第二十条 施行日前に新船員保険法第三十三条ノ二の四第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

第二十一条 五十五歳に達した日(その日において新船員保険法第三十四条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日)が施行日前である被保険者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

第二 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧船保受給資格者に対する高齢

再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

第三 新船員保険法第三十五条第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)
第二十二条 新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成十五年以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成十五年以後に係る国庫の負担額については、同項中「及高齢求職者給付金」とあるのは、「高齢求職者給付金及雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)第三号ノ規定ニ依ル改正前ノ第三十三号ノ二ノ規定ニ依ル再就職手当」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年六月二日法律第七一号)抄
第一号(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成一六年六月二日法律第七号)抄
第一号(施行期日)
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五号第八項、第十六項及び第二十一項、第八号第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年六月一日法律第一〇四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第八条、第十五条、第二十一条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条の二、第四十九條、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七條、第五十八條及び第六十条から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日
- 二及び三 略
- 四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第六項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日）の属する月以後の期間に限る。 から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日

五 略

- 六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六條まで、第四十八條及び第五十五條の規定 平成十九年四月一日

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行ういつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

第二十六条 平成十六年九月以前の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十一年改定法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六條第一

項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

第二十九条 平成二十六年までの各年度における昭和六十年改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第三項（以下この項において「改正後の附則第八十七條第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により読み替へられた第十四條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七條第三項（次項において「改正前の附則第八十七條第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替へられた第十四條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七條第三項（次項において「改正前の附則第八十七條第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第八十七條第三項の規定により読み替へられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法（以下	五十万七千五百四十円トス）	五十六万五千七百四十円トス）
二〇・九八八（総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数（以下「物価指数」と称ス）ガ平成十五年（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年）ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合	五十万七千五百四十円トス）	五十六万五千七百四十円トス）

「旧船員保険法」第五條第一号	乗得タル	乗得タル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	二於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率ヲ乗ジテ得タル率ヲ基準トシテ改定法ヲ以テ定ムル率トス以下之ニ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第三十條第一号	乗得タル	乗得タル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第三十條第一号	乗得タル	乗得タル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第三十條第一号	乗得タル	乗得タル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第三十條第一号	乗得タル	乗得タル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）

旧船員保険法第五十條第二号	相当スル	相当スル金額	十五万四千二百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第五十條第二号	相当スル	相当スル金額	十五万四千二百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第五十條第二号	相当スル	相当スル金額	十五万四千二百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第五十條第二号	相当スル	相当スル金額	十五万四千二百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
旧船員保険法第五十條第二号	相当スル	相当スル金額	十五万四千二百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）

改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年六月一八日法律第一二六号)抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則(平成一六年二月八日法律第一六〇号)抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第六條 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十六条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第七條 船員保険法第三十八条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則(平成一七年四月一日法律第二五号)抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成一七年五月二五日法律第五〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一七年六月一七日法律第六四号)抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年六月二九日法律第七七号)抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

附則(平成一七年六月一七日法律第六四号)抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年六月一七日法律第六五号)抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年六月二九日法律第七七号)抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六條 附則第三条から第二十七條まで、第三十六條及び第三十七條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則(平成一七年一月七日法律第一二二号)抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條、第四十四條、第百一条、第百三條、第百六條から第百八條まで及び第百二十二條の規定 公布の日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二第一章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八條第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。)、及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二條、第三十四條、第三十五条、第三十六條第四項(第三十七條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條から第四十條まで、第四十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二條(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十條第三項及び第四項、第五十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五條(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二條第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三條第二号、第九十四條第一項第二号(第九十二條第三号に係る部分に限る。)、及び第二項、第九十五條第一項第二号(第九十二條第二号に係る部分を除く。)、及び第二項第二号、第九十六條、第百十條(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第百十一條及び第百十二條(第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)、並びに第百十四條並びに第百十五條第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二条、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第百十條まで、第百五條、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第百二十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一八年三月三一日法律第二〇号)抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四条 第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日

限る。)、第百十一條及び第百十二條(第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。))並びに第百十四條並びに第百十五條第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二条、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第百十條まで、第百五條、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第百二十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一八年六月二一日法律第二三三号)抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四条 第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日

二 略

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七十七条から第七十一条まで、第四十八條から第五十一条まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第六十七條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一条、第八十四條、第八十五條、第八十七條まで、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第九十九條まで、第九十九條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零七條、第一百零八條、第一百零九條、第一百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條、第一百一十五條、第一百一十六條、第一百一十七條、第一百一十八條、第一百一十九條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十三條、第一百二十四條、第一百二十五條、第一百二十六條、第一百二十七條、第一百二十八條及び第一百二十九條の規定 平成二十年四月一日

五 略

六 第五条、第九条、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第九十一條、第九十一條の二及び第九十三條の二の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 第十七条又は第十九條の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十七条 第十七条の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ九及び第五十條ノ十の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者の第十九條による改正前の船員保険法の葬祭料及び家

族葬祭料の支給については、なお従前の例による。

第四十八条

平成十九年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十八万四千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額は九万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第一項の規定による改正後の船員保険法（以下「平成十九年四月改正船保法」という。）第四條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、同年四月からその標準報酬月額を改定する。

第四十九条

平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第五十条

第十八條の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十條第三項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定に該当する者に限る。）について、傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第五十一条

第十八條の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（平成十九年四月改正船保法第三十條第三項の規定に該当する者を除く。）については、第十八條の規定の施行の日前までの傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第五十二条

第十八條の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に同条の規定による改正前の船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者（以下この条において「疾病任意継続被保険者」という。）であった者を除く。）次項において同じ。）に係る第十八條の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

第五十三条

第十八條の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に疾病任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る出産手当金の支給については、平成十九年四月改正船保法第十九條ノ三第四項の規定にかかわらず、平成十九

年四月改正船保法第三十二條第二項の規定を適用する。

第五十四条

第十八條の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に疾病任意継続被保険者であった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十條の二

第二十六條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第五十五条

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

第五十六条

第二十六條の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であつて、第二十六條の規定の施行の際、指定をすることがどうかの処分がなされていないものについて、この場合においては、なお従前の例による。

第五十七条

旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四

八條第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三十二条

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第三十三条

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなかったものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条

附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成一八年一月二〇日法律第一一六号) 抄

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第六条、第十三条、第十四条、第十七条第一項及び第二項、第三十五条、第三十七條第一項、第三十七條の二第二項、第三十七條の三第一項、第三十七條の五、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條第一項、第五十六條第二項、第六十一條の四、第六十一條の七第二項、第七十二條第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定(同法附則第十条を加える部分を除く。)、並びに第三条中船員保険法第三十三條ノ三、第三十三條ノ十第三項、第三十三條ノ十二第三項、第三十三條ノ十六ノ二第一項、第三十三條ノ十六ノ四第一項第一号及び第三十四條の改正規定、同法第三十六條に一項を加える改正規定、同法第五十九條第五項第一号の改正規定(第三十三條ノ三第二項各号)を「第三十三條ノ三第二項各号」に改める部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(第三十三條ノ三第二項各号)を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。)、同項第四号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二十四項の次に六項を加える改正規定(同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。)、並びに附則第三條から第五條まで、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第六十一條、第六十三條、第六十六條及び第六十九條の規定、附則第七十條中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十一條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十二條の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四條及び第七十五條の規定、附則第七十六條中地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)附則第十七條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十六條の二第一項及び第四項の改正

規定、附則第九十五條の規定並びに附則第二百二十七條中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第八十七條第一項の改正規定(平成十九年十月一日)

二 附則第十九條から第二十六條まで並びに第二十九條第三項及び第四項の規定(平成二十九年十月一日)

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項及び第二項、第三十條から第五十條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條から第八十條まで、第八十二條、第八十四條、第八十五條、第九十條、第九十四條、第九十六條から第百條まで、第百三條、第百十五條から第百十八條まで、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條から第百二十五條まで、第百二十八條、第百三十條から第百三十四條まで、第百三十七條、第百三十九條及び第百三十九條の二の規定(日本年金機構法の施行の日)

(返還命令等に関する経過措置)

第十二條 第三条の規定による改正後の船員保険法(以下「平成十九年改正後船員保険法」という。))第二十五條ノ三第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。(失業保険金の受給資格に関する経過措置)

第十三條 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の前である場合の当該資格については、なお従前の例による。(船員保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第十四條 平成十九年改正後船員保険法第三十六條第七項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後船員保険法第三十六條第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第十五條 平成十九年改正後船員保険法第五十八條第一項及び附則第二十五項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十六條 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の前日に平成十九年改正後船員保険法第三十三條ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後船員保険法附則第二十九項に規定する者に対する同条第一項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。(船員保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十七條 平成十九年改正後船員保険法附則第三十項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の前日以後に、平成十九年改正後船員保険法第三十七條第一項の規定に該当することとなった者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなった者については、なお従前の例による。(船員保険の保険料に関する経過措置)

第十八條 平成十九年改正後船員保険法第五十九條(第九項及び第十一項を除く。)、第六十條及び附則第二十八項の規定は、平成十九年四月以後の月に係る船員保険の保険料について適用し、同年三月以前の前月に係る船員保険の保険料については、なお従前の例による。(協会の準備行為に関する経過措置)

第十九條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)による全国健康保険協会(以下「協会」という。))は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。(船員保険協議会に関する経過措置)

第二十條 協会は、協会が管掌する船員保険の事業の準備のために、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日、第四条の規定による改正後の船員保険法(以下「平成二十二年改正後船員保険法」という。))第六條第一項に規定する船員保険協議会を置くものとする。(協会の定款変更に関する経過措置)

第二十一條 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な定款の変更をしなければならない。

2 協会の理事長(以下「理事長」という。))は、前項の定款の変更の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 理事長は、第一項の定款の変更に当たっては、運営委員会(健康保険法第七條の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。))の議を経なければならない。(協会の事業計画等に関する経過措置)

第二十二條 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、同号に掲げる規定の施行の日を含む事業年度に係る船員保険事業に関する事業計画及び予算(次項において「事業計画等」という。))を作成しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画等の作成について準用する。(協会の運営規則に関する経過措置)

第二十三條 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な健康保険法第七條の二十二第一項の運営規則の変更をしなければならない。

2 附則第二十一條第二項及び第三項の規定は、前項の運営規則の変更について準用する。(疾病保険料率の決定に関する経過措置)

第二十四條 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二十一條第一項の疾病保険料率(以下この条において「疾病保険料率」という。))を決定しなければならない。

2 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

3 理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。

4 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、理事長は、その決定について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保障庁長官に通知しなければならない。(災害保健福祉保険料率の決定に関する経過措置)

第二十五條 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二十二條第一項の災害保健福祉保険料率(次項において「災害保健福祉保険料率」という。))を決定しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の災害保健福祉保険料率の決定について準用する。

(協会の職員の採用に関する経過措置)

第二十六条 協会は、社会保険庁長官を通じ、社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を提示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して協会に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、協会から採用する旨の通知を受けた者であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、同号に掲げる規定の施行の日において、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 第二項又は第三項の規定により協会の職員の採用に關して行う事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六六条の二第一項の規定は、適用しない。

(協会の職員の退職手当に関する経過措置)

第二十七条 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

2 協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二十一条に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続き在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続き協会の

職員として採用された者のうち同号に掲げる規定の施行の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであつて、その退職した日または社会保険庁の職員として在職した日または国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(協会の職員の児童手当等の支給に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、同号に掲げる規定の施行の日において児童手当又は同法附則第六條第一項(以下この条において「特別給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に關しては、同日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の日以前に属する月の翌月から始める。

第二十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に附則第一百七條の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四條第一項第九十五号に掲げる事務に關し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。

2 前項の規定により協会が国に有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対し出資されたものとする。この場合において、協会は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の資産の価額は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第三十条 前条第一項の規定により協会が権利の承継をする場合における当該承継に伴う権利に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第三十一条 第四條の規定による改正前の船員保険法(以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)第九條ノ四に規定する政府の職員又は職員であつた者が船員保険事業(平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節から第六節まで及び第七節第一款に規定する保険給付に關する事業を除く。)に關しては職上知り得た秘密を正当な理由なしに漏らしてはならない義務については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後、なお従前の例による。

(保険関係の成立に關する経過措置)

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に行われている事業であつて、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二條第一項の規定により船員法第二條第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に關する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四條第一項の規定により船員法第二條第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)を使用し、又は雇用するものに関する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条及び第四條の規定の適用については、これらの規定中「その事業が開始された日」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」とする。

第三十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員

保険法第十七条に規定する政府が管掌する船員保険の被保険者であつた者(同日において、その者が平成二十二年改正前船員保険法第十九條又は第十九條ノ四第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を除く。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において、協会が管掌する船員保険の被保険者になるものとする。

(疾病任意継続被保険者に関する経過措置)

第三十四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日に船員保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、同日前に平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による申請をしていないものが、同日以後当該被保険者の資格を喪失してから二十日を経過する日(正当な理由があると協会が認めたときは、その認めたる日)までの間に当該申請を協会に行つたときは、その者は被保険者資格を喪失した日の翌日から同号に掲げる規定の施行の日までの間は同項の規定による被保険者であつた者とする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による被保険者であつた者(前項の規定により同条第一項の規定による被保険者であつた者とされた者を含む、同日において平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ四第一号から第三号までのいずれかに該当した者を除く。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において、平成二十二年改正後船員保険法第二條第二項に規定する疾病任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による被保険者であつた期間は、平成二十二年改正後船員保険法第二條第二項に規定する疾病任意継続被保険者であつた期間とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において船員保険の被保険者(平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による被保険者を除く。)であつた者であつて、同日に船員として船舶所有者に使用されなくなり、かつ、同日に同項の規定による申請を社会保険庁長官に行つたものは、同号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後船員保険法第二條第二項に規定する疾病任意継続被保

険者になるものとする。

(高年齢雇用継続基本給付金等に関する経過措置)

第四十三條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たるときは、当該年度の前年度)の末日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれた船員として雇用されるものに対する雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給については、同項及び同条第二項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替へるものとする。

2 昭和三十四年四月一日までに生まれた者のうち、雇用保険法第六十一条第二項の規定による高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されているものに対する当該高年齢再就職給付金の支給については、同項中「六十歳に達した日以後六十歳に達する日までの間に」と、同条第二項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替へるものとする。

第四十四條 前条第一項の規定により読み替へられた雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けた者については、その者が船員である被保険者でなくなつた日以後は、雇用保険法第六十一条第一項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定により読み替へられた雇用保険法第六十一条第二項の規定による高年齢再就職給付金又は附則第四十二条第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けた者については、これらの給付のいずれかの支給を受けた後の最初の離職の日後は、雇用保険法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

(保険料等の徴収に関する経過措置)
第四十五條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた船員保険の保険料その他平成二十二年改正前船員保険法の規定による徴収金の同日以後の徴収については、平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項

に規定する被保険者に係るもの及び平成二十二年改正前船員保険法第三章に規定する徴収金(平成二十二年改正前船員保険法第十二条第四項に規定する延滞金を含む)は協会が、それ以外のものは厚生労働大臣が行うものとする。(費用に関する経過措置)

第四十六條 附則第三十九条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要する費用については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、第八十八条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定(第二十二條から第二十五条までの規定を除く)を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「社会復帰促進等事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付」と、「に要した費用の額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付及び附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要した費用の額」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十七條 附則第三十九条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償

賃保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要する費用に関する附則第三十七條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定の適用については、同法第九十九条第二号イ中「能力開発事業費」とあるのは、「能力開発事業費並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付に要する費用」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)
第四十八條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に係属している平成二十二年改正後船員保険法第五条に規定する協会の業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて協会が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、協会を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

(裁判所の管轄に関する経過措置)
第四十九條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の規定に基づき提起された国を被告とする抗告訴訟(附則第二十九条第一項の規定により協会が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る)の管轄については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)
第五十條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に平成二十二年改正前船員保険法(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ)の規定によつて処分、手続その他の行為があつて、平成二十二年改正後船員保険法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十二年改正後船員保険法の相当の規定によつてしたものとする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に平成二十二年改正前船員保険法の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、平成二十二年改正後船員保険法中の相当

の規定により手続がされていないものとみなして、平成二十二年改正後船員保険法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第四十二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(政令への委任)
第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一九年六月一三日法律第八十号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

附則(平成一九年七月六日法律第一〇八号)抄
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則(平成一九年七月六日法律第一〇九号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条から第六号まで、第八号、第九号、第十二条第三項及び第四項、第二十九条

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定、公布の日

二 附則第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條の規定、附則第四十四條中国民健康保険法第九條及び第九十九條の改正規定並びに附則第七十一条の規定、平成二十年十月一日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、

指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第六号、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定、公布の日
- 二 及び三 略
- 四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定、平成二十一年四月一日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする。

第二十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一九日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定、公布の日

（政令への委任）

第二十五條 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年三月三〇日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定、平成二十二年四月一日

（失業保険金の受給資格に関する経過措置）

第五條 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である場合の当該資格については、なお従前の例による。

第六條 第四条の規定による改正後の船員保険法（船員保険の個別延長給付に関する経過措置）附則第三十二項から第三十五項までの規定は、失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日が施行日以後である者について適用する。

第十九條 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合においては、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年三月三一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二條の規定、平成二十一年十月一日

附則（平成二二年五月一日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二

十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第五十五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第四百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十三号)第二十二條第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)、国民年金法第九十七条第一項(第九十三、九十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び附則第九條の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第九十四條の十三第三項及び附則第三十四條の二、私立学校教職員共済法第三十條第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。))附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三條の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九條、船員保険法第三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。))第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。))第十九條第三項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関

する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))第三十八條第一項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百四十一条第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四十条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第九十四條の三第三項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七條第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九條第二項に規定する労働保険料、整備法第十九條第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七條第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。))に係る延滞金について適用し、同日に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)

第八條 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附則 (平成二十二年七月一日法律第六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十條の四第三項及び第十四條第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二條の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一條の改正規定を除く。))並びに附則第四條の規定、附則第五條の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六條及び第九條から第十二條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年四月二八日法律第二七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日において、現に昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。))の規定又は昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十

三号。以下この項において「旧船員保険法」という。))の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。))又はその者の第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條第五項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一條第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四條第一項若しくは第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一條ノ二第一項に規定する子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子に限る。))がある場合における第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條第五項及び第八十七條第六項の規定の適用については、第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條第五項中「当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)」の施行の日の属する月と、第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第六項中「当該配偶者又は当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)」ノ施行日ノ属スル月」とする。

(政令への委任)

第三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年二月三日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第一四号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。）に限る。）

二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年八月二日法律第六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七條及び第七十一条の規定 公布の日
二 及び三 略
四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第二項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六條、第三十七條、第四十四條の三、第五十二條第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八條第三項、第一百條の四第一項、第一百條の十第一項第二十九號、第三十九條及び第四十條の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九條の二の改正規定、同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二條第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項及び第四十三條第十二項の改正規定、第八條中平成十六

年国民年金等改正法附則第十九條第二項の改正規定、第十四條中国家公務員共済組合法第四十二條、第七十八條の二及び第一百條の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九項及び第十二條の四の二の改正規定並びに同法附則第十三條の十第一項第四号を削る改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第八十條の二及び第一百十四條の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十六條第一項及び第一百十四條の十項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第十八條第八項第八項及び第九項を削る改正規定、同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二條第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項及び第四十三條第十二項の改正規定、第八條中平成十六

年国民年金等改正法附則第十九條第二項の改正規定、第十四條中国家公務員共済組合法第四十二條、第七十八條の二及び第一百條の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九項及び第十二條の四の二の改正規定並びに同法附則第十三條の十第一項第四号を削る改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第八十條の二及び第一百十四條の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十六條第一項及び第一百十四條の十項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第十八條第八項第八項及び第九項を削る改正規定、同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二條第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項及び第四十三條第十二項の改正規定、第八條中平成十六

五 第三条中厚生年金保険法第十二條に一号を加える改正規定並びに同法第二十二條第一項及び第二十一條第一項の改正規定、第八條中平成十六年国民年金等改正法附則第三條第三項を削る改正規定、第十條中国家公務員共済組合法第二條第一項の改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第二條第一項の改正規定、第十九條の二の規定、第二十五條中健康保険法第三條、第四十一條第一項及び附則第五條の三の改正規定、第二十六條中船員保険法第二條第九項第一号の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第五十一條から第五十

六条まで、第五十九條、第六十條及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日
（検討等）
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（船員保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）
第四十九條 第二十六條の規定による改正後の船員保険法第十九條の二の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

（船員保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置）
第五十條 第四号施行日前に第二十六條の規定による改正後の船員保険法第十九條の二第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十六條の規定による改正後の船員保険法第十八條の二の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年八月二日法律第六三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一条並びに第十三条の規定 平成二十六年五月二一日

附則（平成二十六年五月二一日法律第三八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日
- 二 第一条中国民法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一から三まで 略
四 第六条の規定による改正後の船員保険法附則第十條 船員保険法第百三十三條第一項（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九号 抄
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九号 抄
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九号 抄
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び七十二條の規定 公布の日

二から五まで 略
六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）、及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同法第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五條第二項第五号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二條及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間に於いて政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び

この附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月七日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年五月二七日法律第二七号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年五月二九日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第九十三号の改正規定、同法第九十四号の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第九十七条の改正規定並びに同条の次に四号を加える改正規定、第七号中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五号第二項第三号の改正規定、第八号の規定並びに第十二号中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六号から第九号まで、第十五号、第十八号、第二十六号、第五十九号、第六十二号及び第六十七号から第六十九号までの規定、公布の日

二 第二条、第五号（前号に掲げる改正規定を除く）、第七号（前号に掲げる改正規定を除く）、第九号、第十二号（前号に掲げる改正規定を除く）及び第十四号の規定並びに附則第十六号、第十七号、第十九号、第二十一条から第二十五条まで、第三十三号から第四十四号まで、第四十七号から第五十一条まで、第五十六号、第五十八号及び第六十四号の規定、平成二十八年四月一日

（検討） 第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医

療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第二号施行日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第七条の規定による改正後の船員保険法（次条において「第二号改正後船保法」という。）第十六号第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、厚生労働大臣が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第二十三条 第二号改正後船保法第二十一条第一項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に船員保険の被保険者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該被保険者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任） 第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月二四日法律第四四号）抄 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月二六日法律第四八号）抄 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年七月八日法律第五一号）抄 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年七月一七日法律第五九号）抄 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月一八日法律第七〇号）抄 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日法律第七七号）抄 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定、公布の日

（その他の経過措置の政令への委任） 第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年五月二〇日法律第四四号）抄 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年十一月二四日法律第八四号）抄 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日法律第八七号）抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十六条の規定、公布の日

（政令への委任） 第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年一月二六日法律第一一四号）抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七号、第二十九号、第三十一条、第三十六条及び第四十七号から第四十九号までの規定、公布の日

（検討） 第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置） 第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条にお

ける規定については、当該各規定。以下この条にお

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十條の二の改正規定及び同條に一項を加える改正規定、第六條中国社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六條第二項の改正規定並びに第八條中国健康保険法第八十八條第一項及び第二項並びに第九十條の二の改正規定、同條に一項を加える改正規定並びに同法第九十三條の二第二項の改正規定並びに附則第三條、第六條及び第十六條の規定 公布の日

二 略

三 第一條の規定(健康保険法第三條第七項の改正規定を除く)、第四條の規定、第六條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第九條中国健康保険法第八十二條第二項の改正規定、同法第八十五條の次に二條を加える改正規定及び同法第九十四條の改正規定、第十二條の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第十五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百七條第三項第六號の改正規定を除く。)並びに第十四條中船員保険法第七十一條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五號)第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八號)第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)第一百二十二條第三項の改正規定及び附則第十四條の規定 令和二年十月一日

四 第二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第五條の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く)、第九條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十一條の規定及び第十四條の規定(船員保険法第二條第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第七條の規定(私立学校教職員共済法第二十五條の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、附則第八條の規定(国家公務員共済組合法第二條第一項第二号及び第四十條第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第九條の規定(地方公務員等共済組合法第二條第一項第二号及び第四十三條第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第四十五條第三項の改正規定、第七條の規定及び第十二條中介護保険法第六十六條第三項の改正規定並びに附則第四條、第五條、第十二條及び第十五條の規定 令和三年四月一日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第十五條及び第十六條において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用状況、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七號)第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第十五條中租税特別措置法第四十一條の四の二の次に一條を加える改正規定、同法第四十一條の十九第一項の改正規定(「千円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三條の改正規定(同條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一號を加える部分を除く。)、同法第九十四條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十六條の改正規定並びに附則第七十四條第一項及び第三項、第九十一條、第九十四條並びに第九十九條の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第十九條第一項の改正規定、同法第三十六條の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八條及び第五十四條の改正規定並びに同法附則第四條、第五條、第九條及び第十一條の二第二項の改正規定並びに附則第十條、第二十六條及び第二十八條から第三十二條までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次條において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定、第四條中厚生年金保険法第一百條の三の改正規定、同法第一百條の十第一項の改正規定(同項第十號の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三條の二第二項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一號の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三號の改正規定、第二十四條中公

二 略

三 第一條中雇用保険法第三十七條の見出しを削る改正規定及び同條第八項の改正規定、第二條の規定(労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二號の改正規定及び同法第四十二條に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第二項及び第三項、第十四條第一項並びに第十四條の二第二項の改正規定並びに附則第六條第一項及び第二項、第七條並びに第十二條の規定、附則第十三條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五號)第五十六條第三號の改正規定並びに附則第十七條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第三十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次條において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定、第四條中厚生年金保険法第一百條の三の改正規定、同法第一百條の十第一項の改正規定(同項第十號の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三條の二第二項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一號の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三號の改正規定、第二十四條中公

的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次條第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中中国年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四號。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十一年年金等改正法」という。）附則第二十條及び第六十四條の改正規定、附則第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三號。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七號）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定公布の日

（受給権の保護の例外に関する経過措置）
第八十條 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
2 附則第三十六條第一項、第七十條第一項及び第七十一條第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
3 附則第五十五條の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二條の規定により附則第六十九條の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二條第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項及び第六十五條第一項に規定する年金たる給付に限る。）を受ける権利については、第十四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一條第一項の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）
第九十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（令和二年六月二日法律第五二號）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三條中介護保険法附則第十三條（見出しを含む。）及び第十四條（見出しを含む。）の改正規定、第四條中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法附則第十一條（見出しを含む。）及び第十二條（見出しを含む。）の改正規定、第六條及び第八條の規定並びに附則第六條の規定、附則第七條の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二號）附則第十條第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八條及び第九條の規定 公布の日
附則（令和三年五月一九日法律第三七號）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日
二から六まで 略
七 第二十七條（住民基本台帳法第二十四條の二の改正規定及び同法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八條（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一

条を加える改正規定を除く。）、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條（第三項を除く。）、第十條、第十五條、第十八條（戸籍法第二百二十九條の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條（住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條（がん登録等の推進に関する法律第三十五條の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日
（罰則に関する経過措置）
第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（令和三年六月一日法律第六六號）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六條中国民健康保険法附則第二十五條の改正規定並びに第八條中生活保護法第五十五條の八、第八十五條の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次條第一項、附則第八條及び第十條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二號）第百四十六條の改正規定、附則第二十一條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一號）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六號）第三條

の二の三第一項の改正規定（「第七百三條の四第十一項第一号」を「第七百三條の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定 公布の日
二 略
三 第一條中健康保険法第五十九條及び第二百四十四條第一項第十二號の改正規定、第二條中船員保険法第十八條及び第五十三條第一項第七号の改正規定並びに第三條及び第四條の規定並びに附則第三條第三項、第四條第二項、第五條及び第六條の規定、附則第十一條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五號）第二十五條の改正規定（同條の表第七十五條の三第一項の項中「第百條の二の規定」を「第百條の二第一項の規定」に、「第二十八條第四項及び第五項」を「第二十八條第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二條第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八條の改正規定、附則第十二條の規定、附則第十三條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八號）第七十五條の三第一項の改正規定、附則第十四條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第七十九條第一項第五号、第百四十四條の二、第百六十六條第一項及び第百四十四條の十二第一項の改正規定並びに附則第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日
四及び五 略
六 第一條中健康保険法第二百五條の四第二項及び第二百五條の五の改正規定、第二條中船員保険法第五十三條の五の改正規定、及び第五十三條の十一の改正規定、第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項及び第百六十五條の三の改正規定、第六條中国民健康保険法第百三十三條の三第二項及び第百三十三條の四の改正規定、第八條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九條及び第十條の規定並びに附則第十一條中私立学校教職員共済法第四十七條の三第二項及び第四十七條の四の改正規定、附則第十三條中国家公務員共済組合法第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三の改正規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第百四十四條の三十三第二項及び第百四十四條の三十四

の二の三第一項の改正規定（「第七百三條の四第十一項第一号」を「第七百三條の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定 公布の日
二 略
三 第一條中健康保険法第五十九條及び第二百四十四條第一項第十二號の改正規定、第二條中船員保険法第十八條及び第五十三條第一項第七号の改正規定並びに第三條及び第四條の規定並びに附則第三條第三項、第四條第二項、第五條及び第六條の規定、附則第十一條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五號）第二十五條の改正規定（同條の表第七十五條の三第一項の項中「第百條の二の規定」を「第百條の二第一項の規定」に、「第二十八條第四項及び第五項」を「第二十八條第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二條第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八條の改正規定、附則第十二條の規定、附則第十三條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八號）第七十五條の三第一項の改正規定、附則第十四條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第七十九條第一項第五号、第百四十四條の二、第百六十六條第一項及び第百四十四條の十二第一項の改正規定並びに附則第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日
四及び五 略
六 第一條中健康保険法第二百五條の四第二項及び第二百五條の五の改正規定、第二條中船員保険法第五十三條の五の改正規定、及び第五十三條の十一の改正規定、第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項及び第百六十五條の三の改正規定、第六條中国民健康保険法第百三十三條の三第二項及び第百三十三條の四の改正規定、第八條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九條及び第十條の規定並びに附則第十一條中私立学校教職員共済法第四十七條の三第二項及び第四十七條の四の改正規定、附則第十三條中国家公務員共済組合法第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三の改正規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第百四十四條の三十三第二項及び第百四十四條の三十四

の改正規定並びに附則第二十二條、第二十四條及び第三十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律において「改正後の各法律」という。の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の船員保険法第六十九條第五項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過している傷病手当金について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の船員保険法第六十九條第五項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の船員保険法第六十八條の規定は、第三号施行日以後に開始する船員保険法第十九條第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二條 附則第三條から第十條まで、第十二條、第十四條及び第十六條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九條の規定 公布の日

附則 (令和四年二月九日法律第九六号)抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六條の改正規定、第五條の規定、第八條中医療法第六條の五、第七條、第七條の二、第二十七條の二及び第三十條の四第十項の改正規定、第九條及び第十二條の規定並びに第十七條中高齢者の医療の確保に関する法律第二百一十條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三條、第四條、第八條から第十二條まで、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四條の規定、附則第三十一條中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)、別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六の三の改正規定並びに附則第三十六條から第三十八條まで及び第四十二條の規定 公布の日

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症(感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六條において同じ。)への位置付けの在り方について、感染症法第六條に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報(副反応に関する情報を含む。)の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律

(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和五年三月三十一日法律第三三号)抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 次に掲げる規定 令和六年一月一日
- ハ 第九條の規定並びに附則第二十四條、第六十六條から第六十九條まで及び第七十一条から第七十四條までの規定
- 第七十八條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第七十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和五年五月一九日法律第三一三号)抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三條中健康保険法第七十二條第三項、第八十二條の二第三項第一号及び第四項、第八十五條の二、第八十五條の三第三項並びに第九十三條の二第一項の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第四條第一項を加える改正規定、同法第六條、第七條第二項及び第八條第四項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第三項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十六條第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四條、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日

附則 (令和五年五月一九日法律第三一三号)抄

定を除く。)、同法第九條第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十六條第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四條、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日

六 第一条中健康保険法第二百五條の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第五十三條の十第二項の改正規定、第四條中健康保険法第九十三條の三第二項の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項の改正規定及び第十四條の規定並びに附則第十九條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第二項の改正規定、附則第二十條中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第九十四條の二第二項の改正規定、附則第二十一條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十四條の三第三項第二項の改正規定、附則第二十四條(第二号に係る部分に限る。)の規定、附則第二十六條中生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八十條の四第二項の改正規定及び附則第二十九條の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (令和五年五月一九日法律第三一三号)抄

独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百零号）
独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百零一号）
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百零二号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百零五号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百零六号）
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百零八号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百零十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百零十五号）
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百零十六号）
独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百零十八号）
独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）
国立研究開発法人国立がん研究センター	国立研究開発法人国立がん研究センター法（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
別表第一（第八十八条関係）	日数
障害の程度	
一級	三二三日
二級	二七七
三級	二四五
四級	二二三
五級	一八四
六級	一五六
七級	一三一
別表第三（第九十条関係）	月数
障害の程度	
一級	三・二月
二級	二・〇
三級	一・九
四級	一・六
五級	〇・八
六級	〇・六
七級	〇・一
別表第四（第九十一条、第九十二条関係）	月数
障害の程度	
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六

別表第五（附則第五条関係）	日数
障害の程度	
一級	一、三四〇日
二級	一、一九〇
三級	一、〇五〇
四級	九二〇
五級	七九〇
六級	六七〇
七級	五六〇